

県都『あきた』成長プラン

第12次秋田市総合計画

基本構想

人

ともにつくり ともに生きる
人・まち・暮らし

まち

秋田市

平成23年3月

暮らし

第12次秋田市総合計画

県都『あきた』成長プラン 基本構想

年齢や性別を問わず、
自分らしくいきいきと輝いている

「人」

ともにつくり ともに生きる
人・まち・暮らし

にぎわいにあふれ、
多彩な魅力に満ちている

「まち」

四季の移り変わりのように
彩り豊かで、心うるおう

「暮らし」

こでらえねえまち 秋田市

秋田市長
穂積 志



このような文句を目にすると、「?」と思われる方が多いかもしれません。秋田弁で「こでらえねえ」とは、「たまらなくいい」といったニュアンスの言葉です。

この「こでらえねえ」という言葉を選び、唐突ながらも総合計画の冒頭に掲げた意図は、私たちの住むこの秋田市を「こでらえねえまち」と市民の皆さんに自信を持って言ってもらえるようにしたいという強い思いによるものです。

テレビ放送の発達と共に標準語が全国に普及し、方言を話すことはなんとなく恥ずかしいと思う風潮が、かつてありました。しかし現在では、若い人たちを中心に、方言を地域独自の文化としてとらえ、誇りをもって堂々と話すことが多くなったように感じます。その背景には、現在我が国を取り巻く時代の大きな変化があるのではないのでしょうか。

我が国は今、政治や経済のグローバル化、少子高齢化や人口減少による社会の変容、情報通信技術の高度化と普及など、時代の大きな潮流の渦中に在って、長期にわたる低成長とデフレ、危機的な財政状況、雇用の確保や社会保障等、様々な課題に直面しています。

こうした時代の変化は、かつてなく急速で大きく、そして未知なるものであり、社会構造や産業構造の転換を否応なしに迫るものです。現在の日本は、明治維新や終戦に並ぶほどの「待ったなし」の状況に置かれているといえるでしょう。

まさに大転換の時代です。大転換とは、時代の変化によってずれが生じたこれまでの価値観や社会システムを今の時代に合ったものに改革するということにほかなりません。先送りやその場しのぎでは世の中を覆う漠然とした

不安や閉塞感を払拭できないのです。

そのような中で、これまでのように東京を目指すことをやめ、自分が生活する地域に目を向け、これまで培ってきた歴史や文化を見つめ直し、地域の持つ資源をいかした新たなまちづくりを模索することは、秋田市としての自己の確立であり、それが自己変革を促すきっかけになるのではないかと思います。

このまちの未来は、時代に流されて変わっていくものではなく、ここに住む私たちが変えていくものです。まちを変えるためには、一人ひとりの意志、社会全体の意志が大きく作用します。現状を的確に把握し、時代を先読みしながら、未来への希望をもって変革に挑む。その覚悟が今私たちに求められているのです。

この第12次秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」は、時代の潮流と本市を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、自立した自治体運営を確立しつつ、市民とともに元気な秋田市をつくるためのグランドデザインであり、大転換の時代における市政運営の基本方針です。

基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」のもと、年齢や性別を問わず、自分らしくいきいきと輝いている「人」、にぎわいにあふれ、多彩な魅力に満ちている「まち」、四季の移り変わりのように彩り豊かで、心うるおう「くらし」の実現をめざします。

そのような「人・まち・くらし」は、従前の規格大量生産型社会ではなく、地域ごとの最適化、言うなればオーダーメイドから生まれます。地域のことは地域に住む住民が決める地方分権・地域主権、市民みんなの発想と知恵を集め、行政と市民が共に汗を流して課題を解決する市民協働の充実が必要です。

秋田市を元気にする原動力は「人」そのものです。誰もが自分らしくいきいきと輝くためには、誰もが自由な選択肢を持ち、可能性や意欲を制約されずに能力を発揮できる社会、誰もが安全に安心して暮らせる、寛容な支え合いの社会を再構築しなければなりません。

にぎわいと魅力ある「まち」、心うるおう「くらし」の実現には、地域の自然や歴史、育まれてきた文化や個性をバックボーンに、内在する力を引き出したり、新たな価値を生み出したりしながら、地域経済の自立と市政の自律とを追求していかなければなりません。

本プランでは、秋田市を元気にし、次の世代に引き継ぐため、秋田市の地域特性をいかした六つの成長戦略を設けました。これは、元気の創造と元気を支える基盤づくりのために重要な分野へ一体的かつ集中的に経営資源を投入し、都市としての質的成長を牽引しようとするものです。

本プランは5年間の計画期間での一定の成果をめざしています。成長戦略を牽引役として、前計画から引き継いだ五つの将来都市像の実現をめざし、計画の推進に全力で頑張ってまいります。

「秋田市の住み心地はどうですか?」そう尋ねられた時、市民のみなさんが「こでらえねえすよ」と言えるような、そして日々の生活場面で一つでも多く「こでらえねえ」と感じるようになるための

「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」

この基本理念には、そのような思いが込められています。



目次

contents

はじめに

県都『あきた』成長プランについて	6
1. 計画策定の目的	6
2. 計画の期間と構成	6
3. 計画の特徴	7
4. 計画策定の背景	8

基本構想

第1 基本構想の意義	16
第2 総合計画推進のために	17
第3 基本理念	18
第4 将来都市像	19
1章 豊かで活力に満ちたまち	25
2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち	31
3章 健康で安全安心に暮らせるまち	37
4章 家族と地域が支えあう元気なまち	43
5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち	47
第5 成長戦略	52

参考資料

○秋田市の現況	66
○策定経過	74
○部門別の個別計画	81
○これまでの総合計画	83

はじめに

県都『あきた』成長プランについて

1. 計画策定の目的

総合計画は、市政推進の基本方針として定めるものであり、昭和36年の第1次計画策定以来、おおむね5年ごとに計画の見直しを行いながら、時代の変化に合わせて本市の目指すべき方向を定めてきました。

「第11次秋田市総合計画」（以下「前計画」という。）は、大都市圏と地方の格差拡大の解消、旧河辺町・旧雄和町との合併により生じた変化への対応、住民自治の充実を目指した市民協働・都市内地域分権の推進などを市政運営に反映させることを目的に、平成19年3月に策定しました。

しかしながら、自立した自治体運営が求められる地域主権型社会の推進や、地球温暖化対策による低炭素社会の実現といった時代背景に加え、急速な少子高齢化の進行や人口減少、厳しい財政状況、自殺対策をはじめとする新たな行政課題の増加など、本市を取り巻く社会状況はさらに大きく変化しています。

このような現状や課題を踏まえ、これから本市が目指すべき将来を示し、市民とともに元気な秋田市をつくっていくため、前計画を見直し、新たな総合計画「県都『あきた』成長プラン」（以下「本総合計画」という。）を策定することにしました。

2. 計画の期間と構成

(1) 計画の期間

本総合計画は、平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とします。

(2) 計画の構成

本総合計画は、「基本構想」と「推進計画」の2部構成としています。

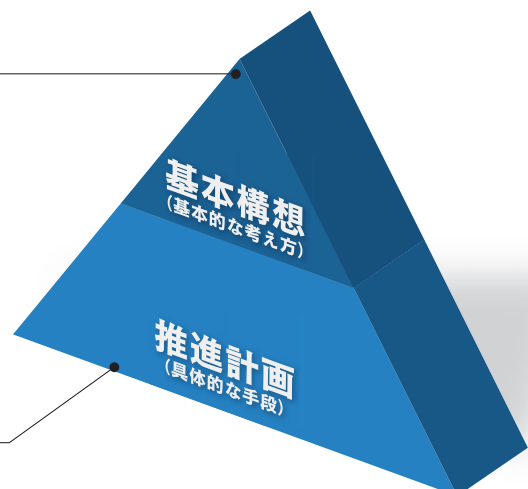
「基本構想」は、本市の総合的かつ計画的な行政経営をはかるため、5年間の計画期間を通した目標とそれを実現するための基本的な考え方を示すものであり、基本構想の意義、総合計画推進のために、基本理念、将来都市像および成長戦略で構成されます。

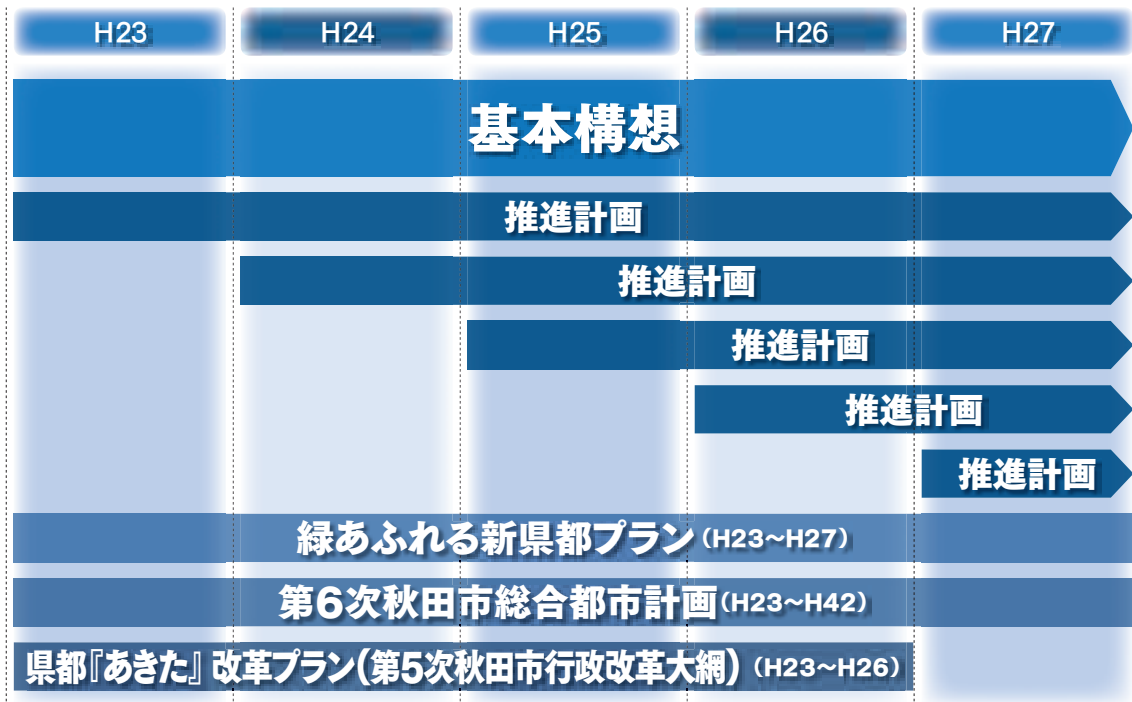
「推進計画」は、基本構想で定めた基本理念を踏まえ、計画期間内の具体的な取組を示すものであり、推進計画の意義、計画実施にあたっての取組、将来都市像別推進計画、成長戦略別推進計画、財政推計および地域別整備方針で構成されます。

本総合計画の構成イメージ

総合計画推進のために
基本理念
将来都市像(政策)
成長戦略

計画実施にあたっての取組
将来都市像別推進計画(施策・事業)
成長戦略別推進計画
財政推計
地域別整備方針





3. 計画の特徴

(1) 時代の変化への対応

これまでの総合計画は、計画期間をおおむね10年間としてきましたが、社会経済情勢がめまぐるしく変化していることから、本総合計画は、計画期間を5年間とし、時代の変化に対応しやすい計画としました。

このうち、推進計画については、毎年度事業をローリングすることにより見直すとともに、具体的な取組を示すことで、今後本市がどのような施策展開を行っていくのかを明らかにした計画としています。

(2) 成長戦略の設定

本総合計画には、「秋田市を元気にすること」「元気な秋田市を次の世代に引き継ぐこと」の実現を目指し、今後成長させることが必要な分野において、一体的かつ集中的に経営資源を投入する成長戦略を新たに設定しました。



4. 計画策定の背景

(1) 市民意識

市民意識は、平成17年度と20年度に実施した市民意識調査※結果に基づき、秋田市の住みごちや力を入れて欲しい施策などについて分析を行いました。秋田市の評価(住みごち、分野別評価)と力を入れて欲しい施策の詳細は、以下のとおりとなっています。

| ア | 秋田市の評価

【住みごち】

秋田市の「住みやすさ」について、「住みやすい」から「住みにくい」までの5段階で質問しました。結果は、秋田市民の「住みやすさ」の評価は良く、「住みやすい」22.0%、「どちらかといえば住みやすい」44.9%となっており、肯定的な評価は、約70%でした。

17年度実施の前回調査と比べると、「住みやすい」は2ポイント高くなっています。

選択肢	17年度	20年度
住みやすい	20.8%	22.0%
どちらかといえば住みやすい	47.5%	44.9%
どちらともいえない	18.0%	18.2%
どちらかといえば住みにくい	8.1%	8.3%
住みにくい	2.3%	3.0%
無回答	3.3%	3.6%

一方、「住みにくい」は3.0%、「どちらかといえば住みにくい」は、8.3%で、否定的な評価は約11%となっており、総合的にみれば、秋田市は“住みやすい都市”と評価されているようです。

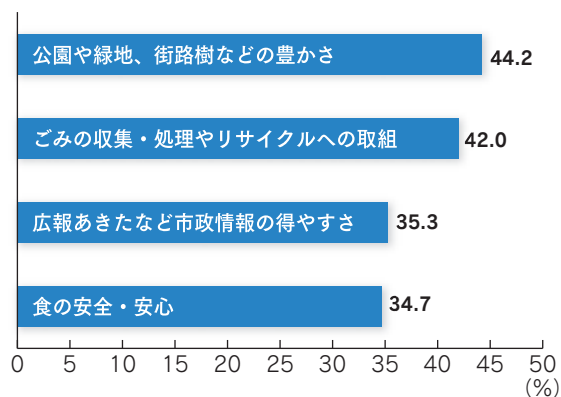
【分野別評価】

秋田市の行政サービスなど市民の日常生活に深く関わる30項目について、市民がどのように感じているのか、「よい」から「悪い」までの5段階で質問しました。

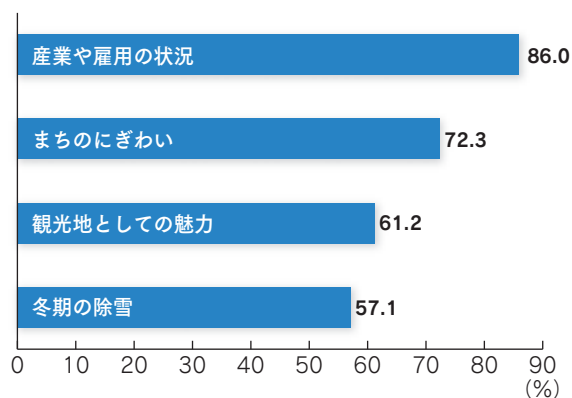
最も評価が高かったのは、「公園や緑地、街路樹などの豊かさ(44.2%)」で、以下「ごみの収集・処理やリサイクルへの取組(42.0%)」、「広報あきたなど市政情報の得やすさ(35.3%)」、「食の安全・安心(34.7%)」と日常生活に身近な項目が評価されています。(()内の数値は、「よい」「どちらかといえばよい」の合計値)

最も評価が低かったのは、「産業や雇用の状況(86.0%)」で、次いで「まちのにぎわい(72.3%)」、「観光地としての魅力(61.2%)」、「冬の除雪(57.1%)」となっています。(()内の数値は、「悪い」「どちらかといえば悪い」の合計値)

評価が高い項目(「よい」「どちらかといえばよい」)



評価が低い項目(「悪い」「どちらかといえば悪い」)



※17年度に実施した「秋田市しあわせづくり市民意識調査」は、対象者15歳以上の市民10,000人のうち、4,054人から回答がありました。20年度に実施した「秋田市しあわせづくり市民意識調査Ⅱ」は、対象者15歳以上の市民3,000人のうち、1,583人から回答がありました。

17年度実施の前回調査と比べると、「道路の整備状況」や「まちなみなどの景観」など社会資本整備と深く関わる分野は、評価が高くなってきています。また、全体的評価が低い「冬期の除雪」についても、若干ではあるものの、評価が上がってきています。

一方、「まちのにぎわい」や「産業や雇用の状況」は、特に評価が下がっており、昨今の景気動向が如実に現れた結果となっています。加えて、「バス、電車などの利用のしやすさ」も評価が低くなっており、「悪い」評価が過半数を超えています。

○評価が上がった項目
（「よい」「どちらかといえばよい」の合計）

項目名	17年度	20年度	増加
道路の整備状況	20.3%	23.6%	3.3
大雨、地震など自然災害への安全性	16.1%	18.7%	2.6
公園や緑地・街路樹などの緑の豊かさ	42.6%	44.2%	1.6
冬期の除雪について	11.3%	12.8%	1.5
まちなみなどの景観	17.9%	18.8%	0.9

○評価が下がった項目
（「悪い」「どちらかといえば悪い」の合計）

項目名	17年度	20年度	増加
バス、電車などの利用のしやすさ	48.9%	56.6%	7.7
まちのにぎわい	65.2%	72.3%	7.1
経済・学術交流など国際化の進みぐあい	44.5%	49.8%	5.3
産業や雇用の状況	81.1%	86.0%	4.9
買い物のしやすさ	25.5%	28.5%	3.0



Ⅱ 力を入れて欲しい施策

秋田市が行っている施策のうち、力を入れて欲しいものを32項目の中から五つ選択してもらいました。分野別評価で「悪い」という評価が多かった施策が上位に位置づけられています。

◆17年度調査上位10項目

1) 冬期の除雪	60.4%
2) 雇用対策	47.4%
3) 高齢者福祉	39.4%
4) 中心市街地のにぎわい創出	38.4%
5) 商工業の振興や地元経済の活性化	30.2%
6) 子育て支援	29.3%
7) 道路交通網の整備	23.9%
8) バス路線の維持	20.2%
9) 健康づくり・医療・保健衛生	19.5%
10) 防犯・防災対策	18.6%

◆20年度調査上位10項目

1) 雇用対策	60.0%
2) 冬期の除雪	56.9%
3) 高齢者福祉	40.5%
4) 中心市街地のにぎわい創出	37.7%
5) 商工業の振興や地元経済の活性化	36.6%
6) バス路線の維持	22.9%
7) 子育て支援	21.5%
8) 健康づくり・医療・保健衛生	18.5%
9) 道路交通網の整備	17.8%
10) 観光振興	15.5%

上位10施策をみると、前回調査、今回調査ともにほぼ同じ施策がおおむね同じ順位となっていますが、「雇用対策」は現在の社会情勢を反映し、前回調査の2位から今回調査では1位となり、その比率も10ポイント以上高くなって60.0%にも達しています。同様に「商工業の振興や地元経済の活性化」も順位は変わらないものの、6ポイント高くなって、5位に位置づけられています。

また、10位には、前回調査で上位になかった「観光振興」があげられており、観光産業の振興に対する期待が高まっています。

(2) 人口

| ア | 人口動態

平成17年国勢調査における秋田市の人口は、333,109人であり、東北の都市の中では4番目、県庁所在地にあっては2番目に多くなっています。

現在の秋田市の人口は、第1次秋田市総合計画策定期間に行われた昭和35年国勢調査の結果と比較すると約1.69倍に増加しています。また、その間の人口推移を国勢調査が実施された5年ごとで見ると、常に増加傾向にありました。

しかし、この右肩上がりで増加していた人口も、17年の市町合併による増加分を除くと減少に転じています。

人口の増減は、自然動態(出生数・死亡者数)と社会動態(転入者数・転出者数)が要因となります。自然動態、社会動態ともに、過去には増加傾向にあったものが、17年の国勢調査以降は減少している状況となっています。

また、世帯数は、昭和35年からこれまで増加傾向が続いています。一方、1世帯あたりの人数は減少傾向にあり、35年の世帯人員は4.72人でしたが、平成17年には2.54人に減っています。

| イ | 人口推計

平成22年の人口は、324,377人で、17年国勢調査人口の333,109人から4年間で8,732人減少していますが、今後はこれを上回るペースで人口が減少していくことが予測されます。

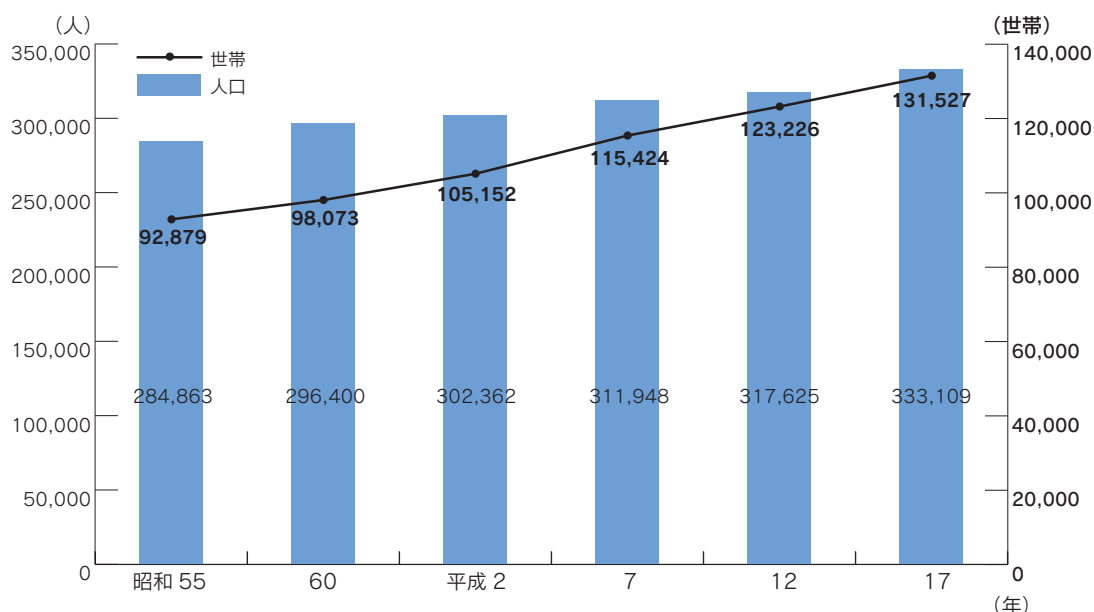
また、22年の年齢3区分別人口の割合は、年少人口(0～14歳)が12.31%、生産年齢人口(15～64歳)が63.67%、老年人口(65歳以上)が24.02%で、今後は、年少人口および生産年齢人口が減少傾向にある一方で、高齢者の人口は一貫して増加し、37年には老年人口が34.19%となり、およそ3人に1人が高齢者となります。

【人口の推計方法：コーホート要因法】

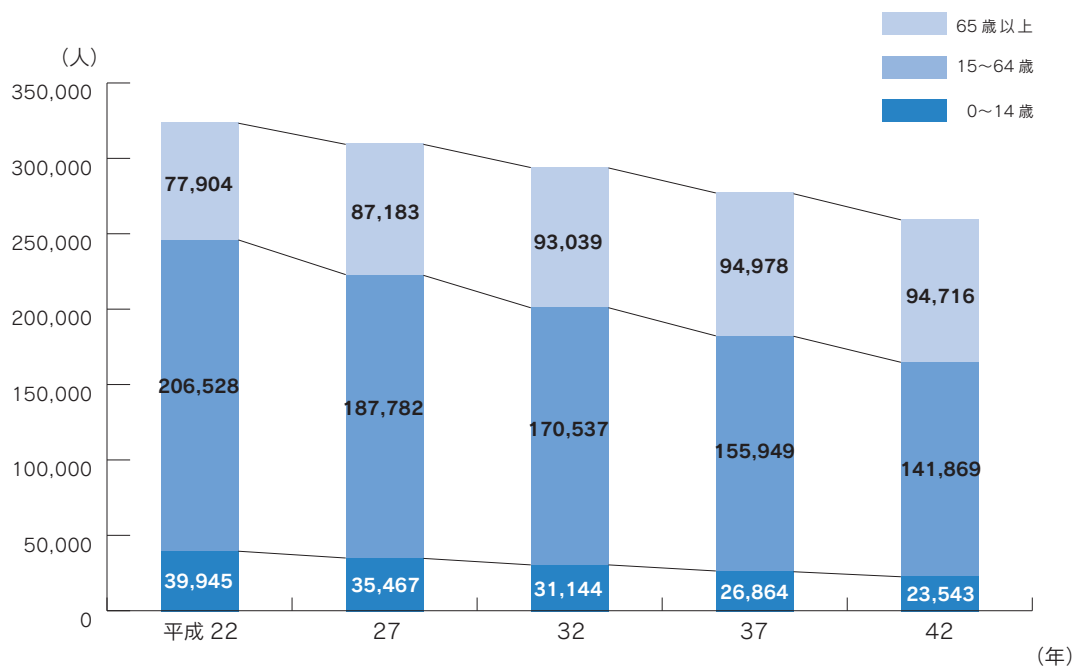
「コーホート要因法」とは、時間の経過に伴い生じる、ある一定期間に出生した集団(コーホート)の自然動態および社会動態といった変化をもとに将来人口を推計する方法です。

例えば、現時点で20～24歳である人口集団は、5年後に25～29歳になり、その集団の人口は死亡や移動によって変化することとなります。したがって、ある年齢集団に生残率と純移動率を掛けあわせたことで得られる5年後の人口数を推計し、また、出産年齢層(15～49歳)に5歳階級年齢ごとの出生割合を掛けあわせて単年ごとの出生数を算出した上で5年間の出生数を推計し、それらを積み上げることで全体の人口を推計するものです。

人口世帯の推移



推計年次	全体人口			年齢(3区分)別人口			年齢(3区分)別割合		
	総人口	男	女	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
2010年(平成22年)	324,377	152,836	171,541	39,945	206,528	77,904	12.31%	63.67%	24.02%
2015年(平成27年)	310,432	145,755	164,677	35,467	187,782	87,183	11.43%	60.49%	28.08%
2020年(平成32年)	294,720	137,856	156,864	31,144	170,537	93,039	10.57%	57.86%	31.57%
2025年(平成37年)	277,791	129,357	148,434	26,864	155,949	94,978	9.67%	56.14%	34.19%
2030年(平成42年)	260,128	120,495	139,633	23,543	141,869	94,716	9.05%	54.54%	36.41%



(3) 財政状況

本市の財政状況は、市税収入が大幅に落ち込む中で、景気の先行きが不透明であり、扶助費^{※1}が増加傾向にあることに加え、新庁舎建設などの大規模事業が計画されているなど、今後も収支不足が生じることが予想され、歳入規模に見合った歳出構造への転換をはかることが喫緊の課題となっています。

また、平成27年度以降は、合併算定替え^{※2}期間の終了により、地方交付税が大幅に減少する見通しであるため、職員数の削減や事務事業の見直しといった行財政改革が求められる状況となっています。

※1 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者に対して支給する費用、各種サービスなどを行う。市が法律に基づかないで、単独施策として行うサービスなども扶助費に含まれる。

※2 合併算定替え

合併後であっても、合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税額の合算額を保障し、合併による普通交付税算定上の不利益を被ることのないよう配慮した算定方法。

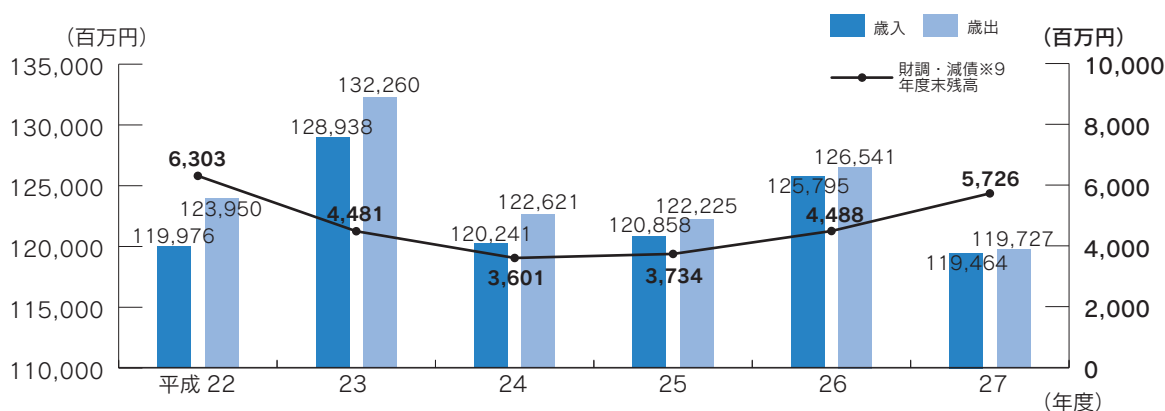
| ア | 歳入・歳出

市税は、個人市民税における扶養控除の見直しや固定資産税における新・増築家屋の増に加え、経済活動が回復基調であることを勘案し、若干の増加を見込みます。また、子ども手当の創設による地方特例交付金※3の増加を見込みます。

一方、地方財政計画※4は今後も縮小傾向が続くことが予想されることから、臨時財政対策債※5を含めた実質的な地方交付税の減少を見込みます。これにより、一般財源※6総額は若干増加しますが、少子高齢化などの影響による扶助費の増加に加え、大規模事業の実施により、投資的経費※7や公債費※8が増加し、収支不足を財政調整基金と減債基金からの繰入金で補てんする状況が続くものと見通しています。



歳入・歳出等の推移の見込み



※3 地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするために、地方税の代替性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直しなどが行われるまでの間、国から交付される交付金。

※4 地方財政計画

翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込みについて内閣が作成し、公表しているもの。

※5 臨時財政対策債

地方財政計画における地方の財源不足に対処するため、特例として発行される地方債。

※6 一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。市税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金など。

※7 投資的経費

各種社会資本整備など、支出の効果が長期にわたる経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費のこと。

※8 公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金などの義務的な経費。

※9 財調・減債

財政調整基金(年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金)と、減債基金(公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金)。

新庁舎建設など大規模事業の本格化により、市債^{※10}発行額は増加の傾向にありますが、公的資金補償金免除繰上償還^{※11}の活用のほか、過去の市債の償還が終了することにより、市債残高は、平成24年度以降減少すると見込んでいます。市債は、世代間負担の公平性の観点から、公共施設整備などの財源として活用していますが、その償還は財政の圧迫要素となることから、大規模事業の年度間調整や新規発行の抑制などの取組が必要となっています。



公債費等の推移の見込み

(千円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公債費	15,544,445	15,501,865	15,814,797	15,830,325	15,929,524	16,026,240
市債借入額	15,104,600	16,095,700	11,919,400	13,286,800	12,893,200	9,687,800
年度末市債残高	145,519,517	148,581,591	147,218,815	147,208,431	146,717,994	142,951,224
人件費	25,461,832	24,754,487	24,527,375	24,315,200	23,754,821	22,906,155
普通会計職員数(人)	2,621	2,574	2,527	2,481	2,438	2,401
措置費 ^{※12}	23,308,482	30,191,310	29,989,621	29,790,749	29,594,953	29,401,871

※10 市債

市が、政府・地方公共団体金融機構・銀行などから調達する長期的な借入金。

※11 公的資金補償金免除繰上償還

過去に借り入れた金利の高い地方債について、繰上償還できる制度。

※12 措置費

各法律に基づく福祉の措置に要する経費。社会福祉施設処遇に必要な人件費・維持管理費などを内容とする事務費と、利用者の直接処遇に要する生活費などの事業費からなる。



基本構想

第1 | 基本構想の意義

1. 基本構想の位置づけ

基本構想は、本市の総合的かつ計画的な行政経営をはかるため、5年間の計画期間を通した目標とそれを実現するための基本的な考え方を示すものです。

2. 基本構想の構成

基本構想は、総合計画推進のために、基本理念、将来都市像および成長戦略で構成されます。

(1) 総合計画推進のために

組織機構・市民サービス向上などの行政経営分野における取組や、基本構想および推進計画の実施にあたって、本市が意識していくべき視点を設定したものです。

(2) 基本理念

本総合計画の計画期間最終年度である平成27年度における本市の目指すべき姿を設定したものです。

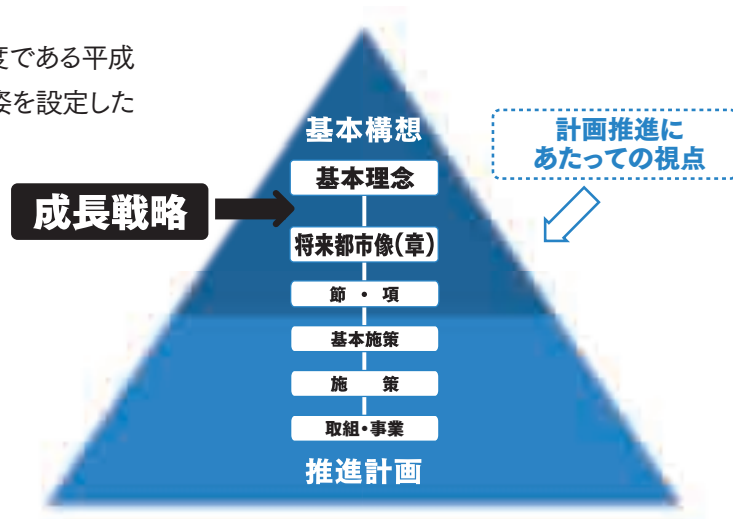
(3) 将来都市像

基本理念のもとに目指す大局的な方向性として設定したものです。将来都市像ごとに具体的な政策をわかりやすくするために、節および項に細分化しています。

はじめに、将来都市像ごとの政策の体系図を示しており、将来都市像を「章」、政策を「節」および「項」として掲載し、推進計画へのつながりをわかりやすくするため、項ごとに「基本施策」の名称まで掲載しています。

(4) 成長戦略

「秋田市を元気にすること」「元気な秋田市を次の世代に引き継ぐこと」の実現を目指し、将来都市像別の体系にとらわれずに、今後成長させることが必要な分野において、一体的かつ集中的に経営資源を投入することにより、本市の成長を牽引するために設定したものです。



総合計画の体系

基本構想	基本理念	本市の目指すべき姿・まちづくりの理念
	将来都市像	【章】基本理念のもとに目指す大局的な方向性
	(政策)	【節】 } 将来都市像実現に向けた政策の区分(細分化) 【項】 } ※推進計画に「基本方針」記載
推進計画	基本施策	【項】の基本方針を達成するための取組の方向性
	施策	基本施策の具体的な取組
	取組・事業	施策達成のための個別の事務事業(予算事業)

第2 | 総合計画推進のために

1. 計画推進体制の構築

基本理念の実現に向け、行政サービスの向上と行政経営の確立により総合計画を推進する体制の整備を進めます。

行政サービスの向上では、窓口における市民満足度の向上、身近な場所でのサービス提供機会の充実や庁舎・市民サービスセンターなどの市民の利便性向上につながる体制の構築を、行政経営の確立では、効率的かつ効果的な行政経営システムおよび行財政改革を推進する体制の構築を目指します。

2. 計画推進にあたっての視点

基本理念の実現に向け、次の四つの視点に基づき、基本構想に掲げる各取組を進めます。

この四つの視点は、今後の本市の経営資源を最大限にいかしながら、市民と一緒にまちづくりを進めていくため、常に意識していくとともに、推進計画における事務事業の企画立案、実施、評価にあたり、留意していくべきものです。

(1) 行財政改革

本市では、コストカットを主眼とした効率性の追求のみならず、経営資源の最適配分を実現する仕組みと、地域の課題を地域で解決する仕組みの二つの仕組みづくりを進めることにより、総合計画に掲げる基本理念の実現を通じて市民サービスの向上につとめます。

(2) 地方分権・地域主権改革への対応

本市では、住民に一番身近な基礎自治体を重視した地方分権・地域主権改革の具体化に伴って、市民の期待にこたえられる体制を構築します。また、地方自治の本旨に基づく団体自治の理念に立ち返り、制度改革に対応した責任ある政策形成ができるよう、人材育成と組織整備につとめます。

(3) 市民協働

本市では、市民自らが主体となって「自分たちの地域は自分たちでつくる」「地域の課題は地域で解決する」住民自治の理念のもと、「市と市民が共通の目的を達成するために協力して働く」市民協働・都市内地域分権によるまちづくりを進めています。そのため、市民への情報提供や職員への意識啓発を進めるとともに、地域団体による公共施設の指定管理や業務委託の実施など、協働によるまちづくりを実践し拡大につとめます。

(4) 家族・地域の絆づくり

本市では、家庭や地域における市民一人ひとりの絆づくりを尊重し、自助・共助が促進されるように、それぞれの分野と連携しながら、多世代交流を進め、家族と地域が支えあう元気な社会の形成につとめます。

第3 | 基本理念

急速な少子高齢化の進行や人口減少など、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化していますが、このような社会経済情勢の激しい変化の中にあっても、次の世代に引き継ぐことができる元気な秋田市づくりを進めていきます。

秋田市を元気にし、次の世代に引き継ぐ原動力となるのは、間違いなく人そのものであり、市民一人ひとりが輝くためにも、それぞれの能力や個性を発揮しながら、自らの可能性を追い求めていける社会が求められています。

- 年齢や性別を問わず、自分らしくいきいきと輝いている「人」
- にぎわいにあふれ、多彩な魅力に満ちている「まち」
- 四季の移り変わりのように彩り豊かで、心うるおう「暮らし」

市と市民が協力しあいながら、そのような人・まち・くらしの実現を目指していくこととし、本市の基本理念を次のように定めます。

“ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし”



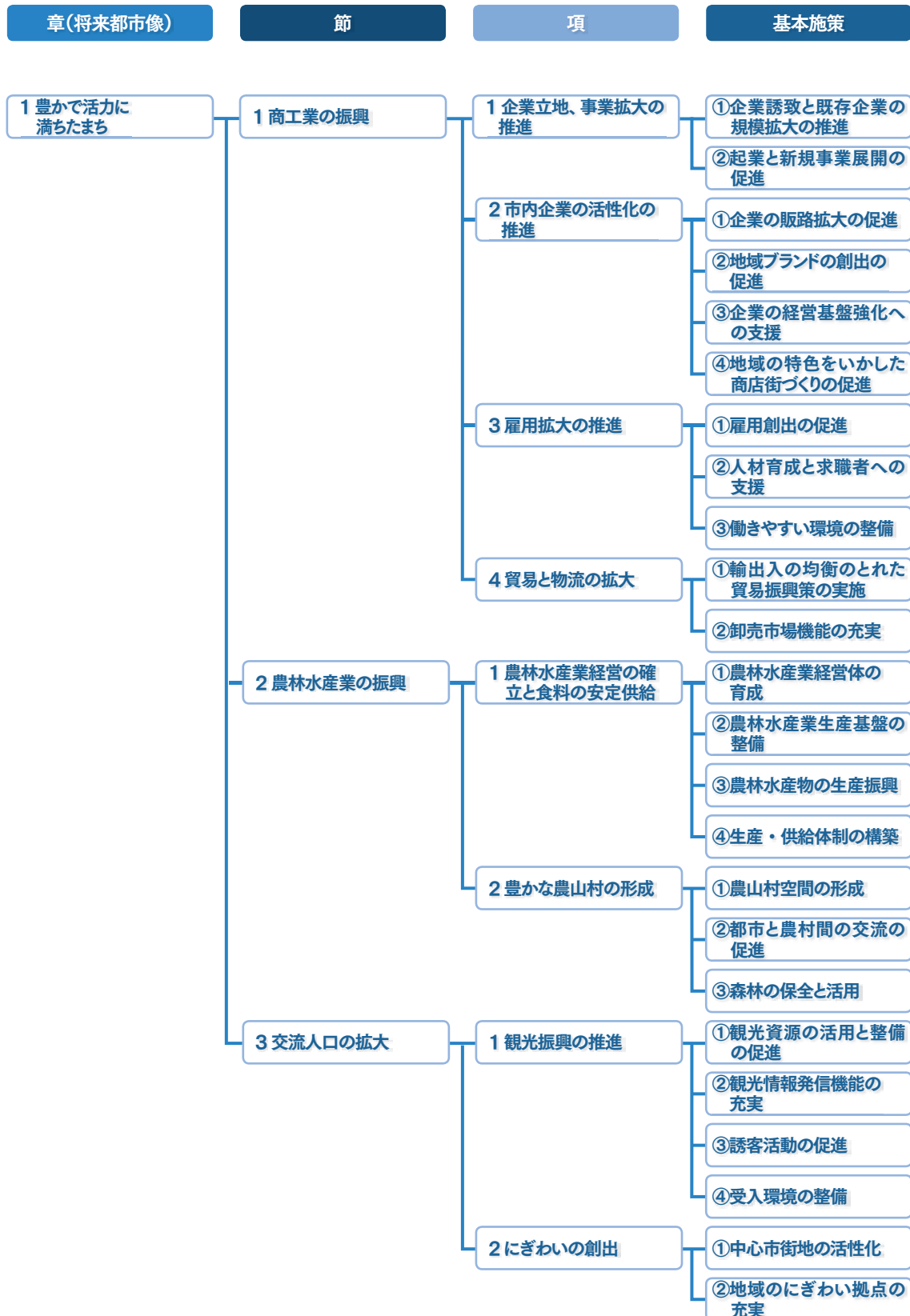
そして、この基本理念のもとに目指す大局的な方向性として、次の五つの将来都市像を設定します。

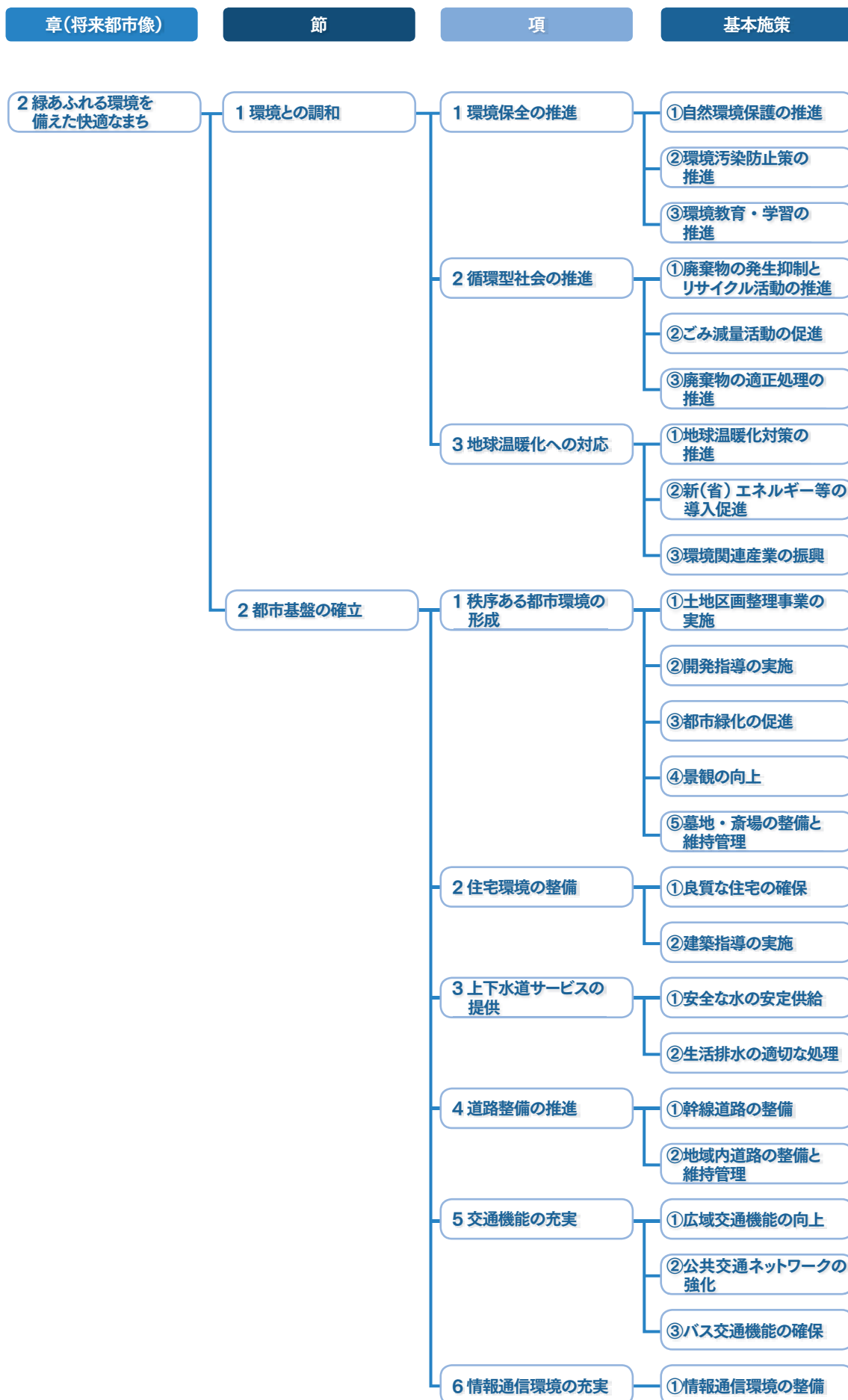
将来都市像

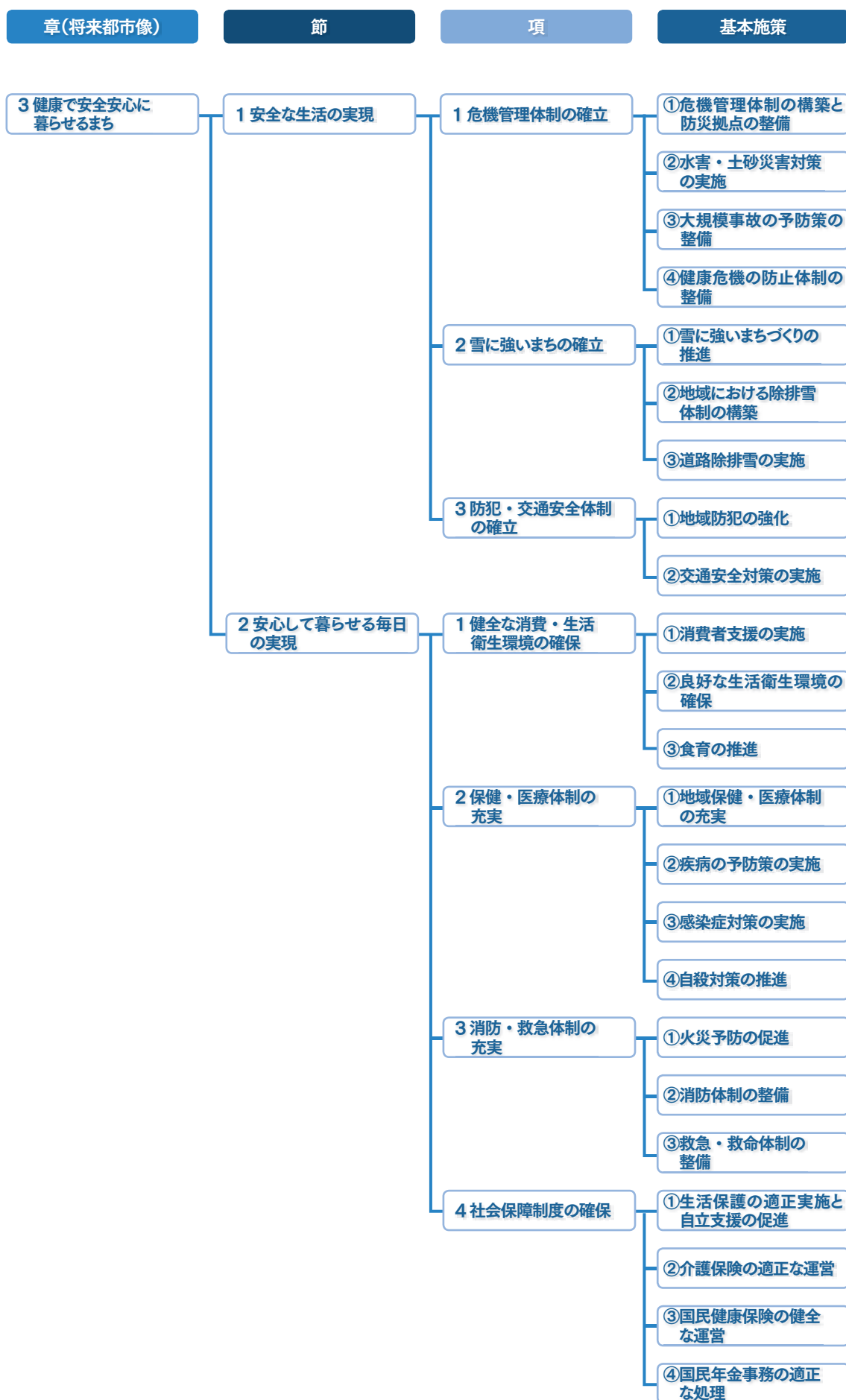
- 1 豊かで活力に満ちたまち
- 2 緑あふれる環境を備えた快適なまち
- 3 健康で安全安心に暮らせるまち
- 4 家族と地域が支えあう元気なまち
- 5 人と文化をはぐくむ誇れるまち

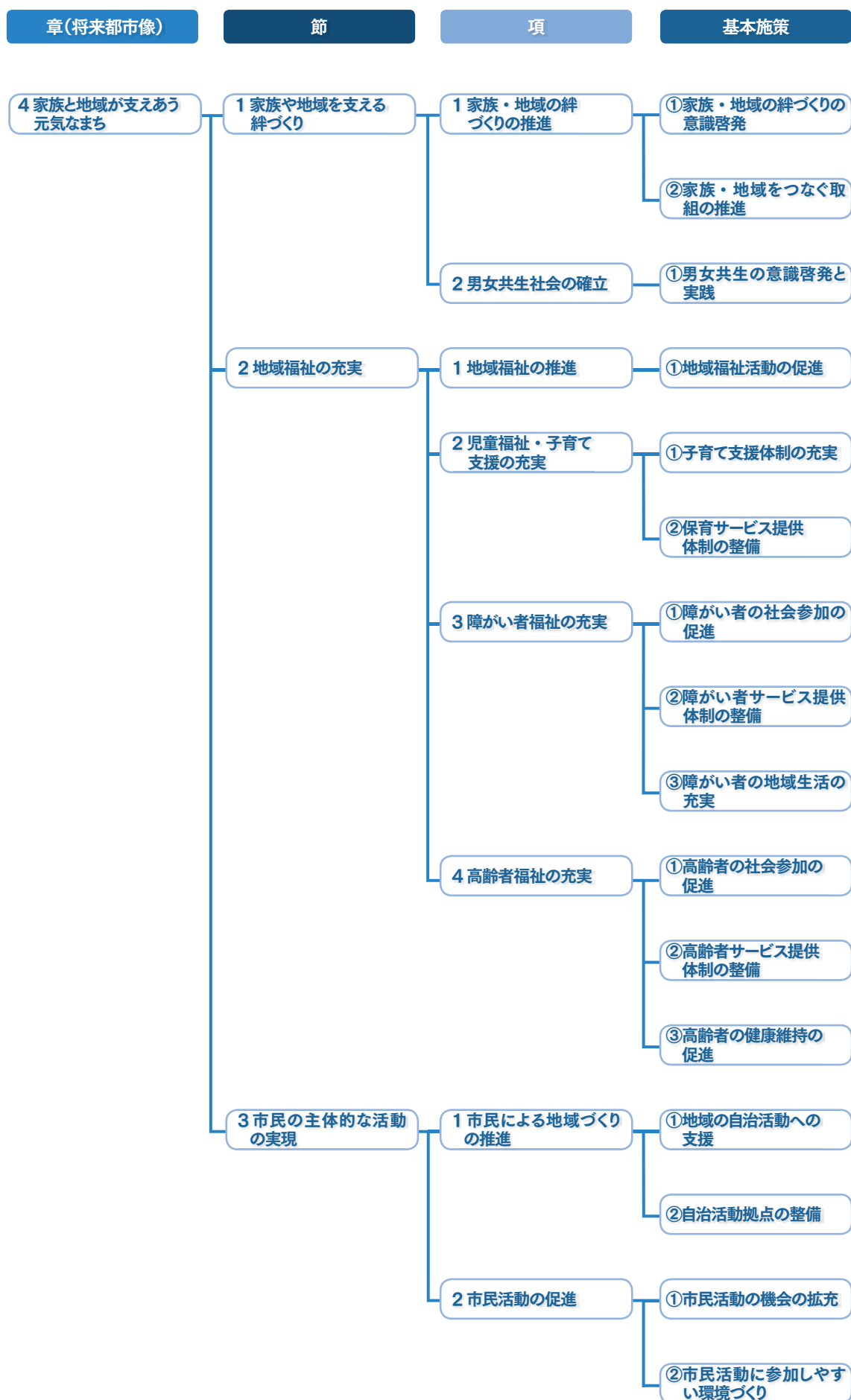
第4 | 将来都市像

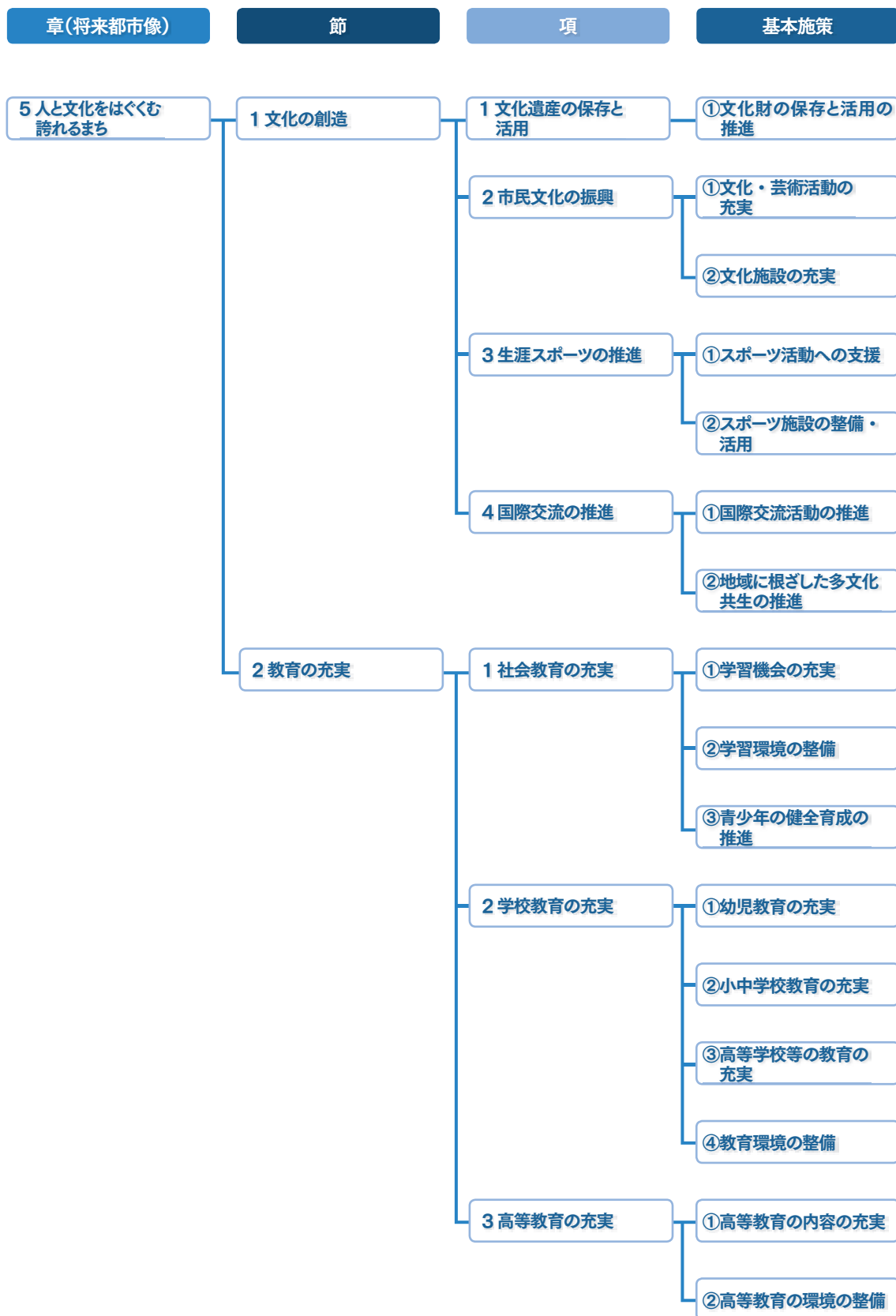
将来都市像ごとの取組について、将来都市像を「章」、政策を「節」および「項」とし、項ごとに「基本施策」の名称を体系として表しています。











この体系に基づき、各分野における【現状分析】と、おおむね10年後を見据えた【目指すべき将来】、それに向けた【対応】を将来都市像ごとに掲載しています。なお、【対応】は今後5年間の施策の基本方針となるものであり、【対応】に基づく具体的な取組は、推進計画に位置づけます。



1章 | 豊かで活力に満ちたまち

産業振興により地域経済を活性化し、雇用とにぎわいを創出することにより都市としての求心力を高め、多様な交流や連携を構築し、県都として周辺圏域の発展を牽引する「豊かで活力に満ちたまち」を目指します。

1節 | 商工業の振興

1項 企業立地、事業拡大の推進

「工業は」

【現状分析】

本市の製造品出荷額などの推移は、平成15年以降増加傾向にあったものの、米国発の金融危機に端を発した世界同時不況による影響を受けて再び減少しています。

内外経済が大きく変化する中、国内においては平成21年春頃から業況に持ち直しの動きが見られますが、本市の工業がこのような流れに沿っているとは言い難く、市内企業は生産や設備投資が減少し、付加価値額※1は伸び悩んでいる状況にあります。

【目指すべき将来】

低炭素・省エネ型社会や安全・安心型社会という時代の要請による次世代型製品への需要の高まりを踏まえ、地元企業の新分野進出や設備投資の促進、工業規模の拡大による雇用創出、地域経済の活性化を目指します。

【対応】

陸・海・空の交通拠点が整う本市の強みをいかし、成長が期待されている環境や健康・福祉分野などへの地元企業の進出を支援します。

また、ものづくりを担う人材育成や研究開発の促進、高度技術の導入、融資・補助制度など、いわゆる「ヒト・モノ・カネ」にかかわる支援を充実することで産業基盤を強化し、工業の集積と活性化をはかります。

「企業誘致は」

【現状分析】

製造業を中心に中国やインドなどの新興国への海外進出が再開されており、国内では既存の工場や事業所の再編・集約による生産や経営の効率化をはかる動きが進んでいます。

本市においては、医薬品製造業や非鉄金属製錬業の工場誘致・増設、誘致済企業の生産設備の本市への移転が実現する一方で、他地域への集約に伴う工場閉鎖などの動きも見受けられます。

【目指すべき将来】

中国・ロシアに近接している地理的優位性や優れた鉱山技術、高い食料自給率など秋田の潜在力をいかした企業誘致と、誘致済企業の新增設や本市への集約という二つの側面からの産業集積により、地域経済への良好な波及効果と良質な雇用の確保を目指します。

【対応】

引き続き県と連携し、これまで地域が培ってきた産業集積や試験研究機関、高等教育機関、人材などの地域資源を有効に活用しながら、次世代自動車・航空機関連産業などの成長分野や、秋田の強みをいかした環境・エネルギー産業、食品製造業など、ターゲットを絞った企業誘致を推進します。

※1 付加価値額

企業がその年に生み出した利益。経営向上の程度を示す指標とする。営業利益に人件費・減価償却費を足した額。

2項 市内企業の活性化の推進

「商業・サービス業は」

【現状分析】

消費の低迷や高齢化、人口減少により本市の市場規模が縮小していることに加えて、周辺市町村での大規模商業施設の増加により市外からの買物客が減少傾向にあるなど、本市の商業・サービス業の環境は厳しい状況にあり、事業所数や従業員数、年間販売額はおおむね減少傾向にあります。

また、身近な商店の減少などにより、自動車を利用できない高齢者などを中心として、買物に不便を感じる市民が増えてきています。

【目指すべき将来】

既存の商圈やビジネスモデルにとらわれず、新たな需要への対応や潜在的な消費者の掘り起こしに取り組み、市場規模が縮小する中であっても利益の確保を目指します。

また、観光、環境、情報、医療・福祉などのサービス分野の発展・成長による地域経済の活性化と、雇用の創出を目指します。

さらに、高齢者や子育て世代などの顧客ニーズをとらえたビジネスの展開による地域住民の生活の質や利便性の向上、人の交流の拡大、地域コミュニティの維持形成を目指します。

【対応】

市外からの誘客や購買を促進するため、商品構成の工夫やインターネットを活用した販売方法など、競争力の強化につながる新たな取組にチャレンジする個店・商店街を支援します。

また、買物に不便を感じている高齢者の増加などの社会的課題に対応した、新たなサービスを実施する事業者の取組や、観光、環境、情報、医療・福祉など、今後成長が期待できるサービス分野への進出や創業を支援します。

「中小企業経営は」

【現状分析】

我が国経済が米国発の金融危機に端を発する景気後退から回復しつつある中で、本市中小企業の状況は、持ち直しの動きが見られるもののその水準は依然低く、業務拡大や設備投資、販路の拡大などが進んでいない状況にあります。

【目指すべき将来】

本市の強みや特色、潜在力を活用しながら、成長産業への進出や新事業の展開、地域ブランド※2商品の開発、販路拡大などに積極的に取り組み、内外の市場を開拓することにより、地域産業の競争力を強化し、観光交流産業など域外所得を獲得できる新たな基幹産業の確立を目指します。

【対応】

経営基盤強化をはかるための技術力の高度化、設備投資などの前向きな取組については、中小企業のニーズに即した融資あっせん制度や商工業振興条例の見直しをはかりながら支援を行います。

また、本市の持つビジネスインキュベーション※3機能を活用するなど、新たなビジネスに挑戦できる環境づくりを進め、幅広い分野での創業や新事業展開を支援します。



※2 地域ブランド

地域のイメージと関連させながら、商品・サービスの開発や高付加価値化に取り組むことなどにより生み出される、差別化された価値。

※3 ビジネスインキュベーション

新規創業や創業間もない企業、新分野進出をはかる企業の成長を促進するためのソフト支援サービスや低賃料スペース提供などの一連の支援活動。

3項 雇用拡大の推進

「雇用は」

【現状分析】

少子高齢化の進行により労働力人口が減少する一方、厳しい経済情勢により、非正規労働者の雇い止めや、新規学卒者・若年求職者などの雇用機会喪失が社会問題となっています。

また、企業における後継者の育成や技術の継承、高年齢者などの就労機会の拡充も求められています。

有効求人倍率(秋田)

年	倍率
H17	0.63
H18	0.68
H19	0.66
H20	0.43
H21	0.34

【目指すべき将来】

若年者や高年齢者などの雇用を安定させ、市民一人ひとりが生活基盤を確保し、自立できる社会の実現を目指します。

【対応】

商工業振興施策の実施により雇用の場の創出につとめ、国の雇用施策と連携し、若年者への就職支援・職業能力形成支援を行うとともに、勤労意欲のある高年齢者の雇用確保や就労環境の整備について、積極的に支援します。

4項 貿易と物流の拡大

「貿易は」

【現状分析】

平成19年まで順調に伸びていた輸出入総額も、世界的な経済不況などの影響により、平成21年実績ではピーク時の半分以上の水準にまで落ち込んでいます。

また、物価の低い海外からの輸入に依存する状況を解消できず、輸入超過の状況が続いています。

秋田県の輸出入総額

(百万円)

	輸出	輸入	合計
H17	37,992	90,772	128,763
H18	45,124	140,236	185,360
H19	51,107	162,143	213,250
H20	38,946	123,867	162,813
H21	21,663	77,528	99,191

【目指すべき将来】

県や関係機関との連携により、市内企業の貿易参入の促進や外貿コンテナ航路の拡大、定期航空便の貨物取扱量の増加などにより、貿易を拡大する一方で、魅力ある輸出品目の増加を目指します。

【対応】

市内企業と海外企業とのマッチング支援を強化し、継続的な貿易取引となるよう支援を徹底するほか、貿易による地域循環を高めるため、関係機関との連携により秋田港の物流拠点としての機能強化を促進します。

2節 | 農林水産業の振興

1項 農林水産業経営の確立と食料の安定供給

「農林水産業は」

【現状分析】

農林水産業は、従事者の高齢化が年々進んできており、担い手不足が深刻化しています。

また、米価の下落や生産調整の拡大などにより、農業経営は厳しい状況が続いており、林業においても、木材価格の低迷などによって生産活動の停滞や森林の管理が課題となっています。

農業従事者の平均年齢の推移

年	2000年	2005年	2010年
人口	秋田市 61.7歳	64.4歳	66.6歳
	河辺町 62.5歳		
	雄和町 61.9歳		

【目指すべき将来】

豊富な農林水産資源や消費市場、人材資源などの活用により、農林水産業の健全で持続的な発展や食料の安定供給、活力ある農林水産業の確立を目指します。

【対応】

認定農業者^{※4}や集落営農^{※5}などの多様な経営体の育成、戦略作目の産地づくり、ほ場^{※6}整備や農地の集積などによる生産の低コスト化、森林の路網の整備などを推進し、収益性の高い農林水産業経営の確立をはかります。

また、消費者ニーズや食の安全性に配慮した生産・流通体制の構築、優良地場産品の創出などを進めます。

2項 豊かな農山村の形成

「農山村は」

【現状分析】

農業生産基盤の整備や道路、上下水道などの生活環境の整備は進んできていますが、地域の農林業経営の担い手不足や高齢化が急速に進んでいます。

また、伝統文化の継承や集落の機能・活力維持が困難な地域が生じるおそれがあります。

【目指すべき将来】

農業基盤や生活基盤を整備し、農業生産性の向上と生活環境の改善を目指します。

また、里地・里山の保全とともに、特色ある中山間地域の創造により、都市と農村の交流の活性化を目指します。

【対応】

農道整備などによる農業生産性の向上と生活環境の改善につとめるとともに、都市住民に対する農村からの情報発信や農村における受入・交流体制を整備し、農村の資源をいかした都市と農村の共生・対流を促進します。



※4 認定農業者

経営改善に取り組む意欲のある農業者で「農業経営改善計画書」を市町村に提出し、認定を受けた者。

※5 集落営農

個別の営農だけで集落をカバーできない場合、小規模な農家や兼業農家・高齢者にも「担い手」の一員になってもらい、共同で営農を行うこと。地域の農業を担う集落営農は、将来的に効率的で安定した経営を行うことができるよう、組織の運営や経理などの面がしっかりしていることが必要である。

※6 ほ場

農作物を栽培する田畑などの農地。

3節 | 交流人口の拡大

1項 観光振興の推進

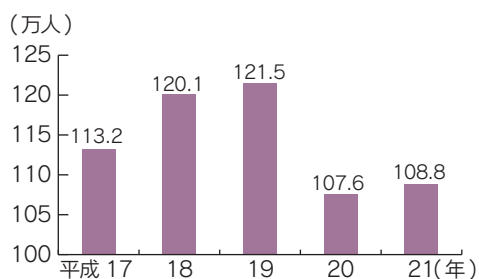
「観光は」

【現状分析】

人や物の流れ、情報の速度が急激に拡大しているほか、少子高齢化や将来的な人口減少による地域産業の担い手不足などが懸念されています。

このような中で、観光の果たす役割は大きく、観光振興が交流人口の拡大をもたらし、交通や宿泊、飲食などの直接的な分野のみならず、幅広い産業へと効果が波及し、地域活性化につながるものとして注目されています。

宿泊客数



【目指すべき将来】

行政と民間とが一体となり、様々な分野にわたって地域の魅力を高め、その魅力を国内外へ広く発信していくことで、多くの人々が集う地域を目指します。

さらに、観光振興による雇用機会の拡大など、地域経済への波及を目指します。

【対応】

本市が持つ魅力を最大限に引き出すとともに、旅行者のスタイルやニーズに対応した新たな観光メニューの開発や、通年・滞在型観光の促進に向けた施策に取り組みます。

また、本市ならではのオリジナリティあふれる観光戦略に取り組むほか、情報の受信・発信機能や誘客活動の強化、案内機能の充実をはかるとともに、観光客に対する質の高いホスピタリティ※7醸成につとめます。

※7 ホスピタリティ

訪れた人を優しく迎え入れ、もてなすことでやすらぎを与えること。

2項 にぎわいの創出

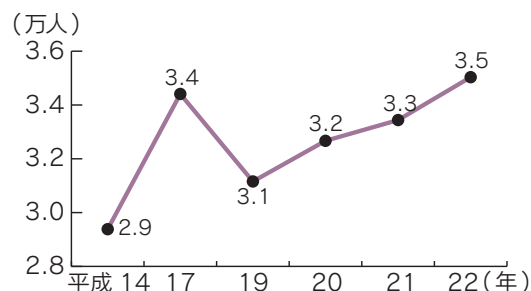
「まちのにぎわいは」

【現状分析】

にぎわいの核となる中心市街地※8に関して、歩行者通行量は若干の増加傾向にあるものの、地価の下落や小売業年間商品販売額の減少など、衰退傾向に歯止めがかからない状況にあり、活力の再生に向けて行政、地域、事業者が積極的ににぎわいの創出に取り組む必要があります。

また、ポートタワーセリオン周辺の臨港地区は、秋田市から男鹿市へ向かう主要観光動線に位置しており、平成22年にはポートタワー周辺が道の駅に認定され、新たな集客機能を担うことが期待されています。

中心市街地における歩行者・自転車通行量(休日)の推移



※8 中心市街地

平成20年7月に内閣総理大臣に認定された「秋田市中心市街地活性化基本計画」において設定した、秋田駅周辺から通町までの区域(約119ha)。

【目指すべき将来】

中央街区をはじめ、旭川をはさんだ大町、通町そして川反地区が互いに行き来しやすくなることで、一体的な区域として、人々が住み、集い、買物や公共施設の利用、散策など多機能空間としてにぎわう、中心市街地※8本来の姿を取り戻します。

臨港地区においては、ポートタワー周辺の道の駅化に伴う集客機能の向上により、海の玄関口、人流拠点などとしてのにぎわい創出を目指します。

また、地元のトップスポーツチームを応援することで、市民の連帯意識や地域に対する愛着を深め、地域の活性化を目指します。

【対応】

中心市街地※8を居住や集会、文化活動も含む多機能都市空間として整備するため、公共交通の充実によるアクセス性の向上や、回遊性の高い快適な歩行者空間の形成、まちの楽しさや親しみやすさを演出する集客力のあるソフト施策の展開など、関係者との連携をはかりながら、その再生とにぎわい創出に向けた取組を進めます。

また、若い世代のまちづくりの担い手による新しいイベントの開催や、活動の幅を広げるネットワークづくりを積極的に支援します。

道の駅となったポートタワー周辺においては、飲食機能や物販機能を強化するとともに、切れ目なくイベントを開催することなどにより、さらなるにぎわいの創出につとめます。

さらに、スポーツをまちづくりの核として、市民の連帯意識や郷土愛の醸成といった絆づくりを促すことで、地域の活性化をはかります。



中通一丁目市街地再開発事業

※8 中心市街地

平成20年7月に内閣総理大臣に認定された「秋田市中心市街地活性化基本計画」において設定した、秋田駅周辺から通町までの区域(約119ha)。

2章 | 緑あふれる環境を備えた快適なまち

利便性の高い都市基盤を整備しながら、本市の住みよい環境を保全し次世代へ継承することで、いつの時代においても、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」を目指します。

1節 | 環境との調和

1項 環境保全の推進

「環境保全は」

【現状分析】

大気や水など、生活を営む上で身近に感じる環境はおおむね良好な状況で推移しており、この恵まれた環境を次の世代へ引き継ぐためにも、自然環境や生活環境の保全に向けた取組は重要となっています。

【目指すべき将来】

生命の多様さと自然環境を守りながら、大気、水を含む生活環境を適正な水準に保ち、市と市民の協力のもと、環境への負荷の少ない社会を目指します。

【対応】

環境学習や環境活動などを通じた市民一人ひとりの環境問題に対する高い意識の醸成をはかるほか、引き続き大気や水、生活環境の保全につとめます。

また、市民との役割分担のもと、水資源の涵養、二酸化炭素の吸収、災害の防止など、様々な公益的機能を持つ農地や森林の保全を進めます。

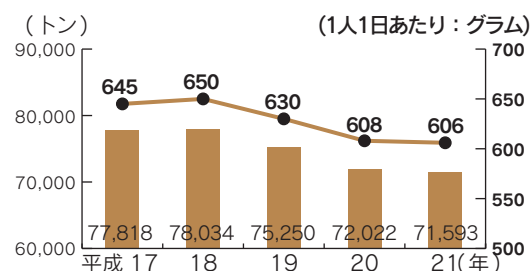
2項 循環型社会の推進

「循環型社会は」

【現状分析】

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方が問われる中、環境への負荷低減や天然資源の浪費を避ける観点から、生活スタイルの見直しや廃棄物の適正処理が課題となっています。

家庭系ごみ排出量



【目指すべき将来】

ごみの発生抑制や廃棄物の適正処理に向けた取組を通じて、環境に配慮した持続可能な循環型社会※9の形成を目指します。

【対応】

循環型社会※9構築に向け、市や市民、地域、事業者の適正な役割分担のもと、市全体でごみの減量やリサイクルの推進に関する取組を強化し、地域資源の総合的な利活用促進と環境負荷の低減につとめます。また、引き続き廃棄物の適正処理を進めます。

※9 循環型社会

廃棄物の排出抑制、循環的利用の促進、適正処分の確保によって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会。

3項 地球温暖化への対応

「地球温暖化は」

【現状分析】

二酸化炭素などの温室効果ガス※10に起因する地球温暖化への対応は、今後の地球環境を左右する世界的な課題となっており、各地方自治体においては、国が掲げる排出抑制目標の達成などのため、市民、事業者とともに様々な取組を進めることが求められています。

【目指すべき将来】

家庭や事業所における地球温暖化防止のための取組や、新エネルギー※11・省エネルギー設備の導入などを通じ、温室効果ガスの排出を抑制し、あわせて、環境関連技術や環境付加価値※12を活用した産業の振興や経済の活性化を目指します。

【対応】

本市地球温暖化対策実行計画に定める家庭および事業所の温室効果ガスの排出抑制に向けた取組や活動を促進するほか、太陽光、風力、小水力※13などの新エネルギー※11設備やLED※14照明などの省エネルギー設備の導入を進めます。

また、バイオマス※15などの環境関連技術のほか、グリーン電力証書※16や排出権取引※17などの環境付加価値※12を総合的に活用した環境関連産業の振興につとめます。



※ 10 温室効果ガス

二酸化炭素、メタンなど、地表から放射された赤外線の一部吸収することによって温室効果をもたらす気体。

※ 11 新エネルギー

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)で指定されている太陽光発電や風力発電など10種類の石油代替エネルギー。

※ 12 環境付加価値

二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しない発電や取組を金銭的価値として評価したもの。

※ 13 小水力

ダムによらない水車などを利用した小規模の水力発電。

※ 14 LED

Light Emitting Diodeの略で、発光ダイオード(順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子)のこと。発熱によるエネルギー消費の大きい電球に代わる新しい屋内・屋外照明材料として期待されている。

※ 15 バイオマス

農作物や木材など、再生可能な動植物に由来する有機性資源で、エネルギーとして利用できるもの。ただし、原油、石油ガス、天然ガス、石炭など化石資源を除いたもの。

※ 16 グリーン電力証書

再生可能エネルギーによって得られた電力の環境付加価値を、取引可能な証書にしたもの、またはそれを用いる制度。

※ 17 排出権取引

温室効果ガスの全体の排出量を抑制するために、あらかじめ国や自治体、企業などの排出主体間で排出する権利を決めて割振っておき(排出権制度)、権利を超過して排出する主体と権利を下回る主体との間でその権利の売買をすることで、全体の排出量をコントロールする仕組み。

2節 | 都市基盤の確立

1項 秩序ある都市環境の形成

「市街地形成は」

【現状分析】

人口規模と比べて、過大な市街地が形成されているため、平成13年以降は住宅地の郊外拡大を抑制しています。

さらに人口減少が進むことで、市街地が低密度になり、都市基盤と公共サービスの効率低下が懸念されます。

【目指すべき将来】

市民の暮らしやすさの維持向上や効率的な産業活動を確保する一方で、郊外などの豊かな自然環境の保全や活用をはかる持続可能な都市の形成を目指します。

【対応】

市街地の無秩序な拡大を抑制し、森林、農用地などを保全しながら、都心への高次都市機能の集積、市内7地域の地域中心※18への都市機能、生活サービス機能の誘導などにより、投資効果が高いコンパクトな市街地形成につとめます。

また、宅地開発と建物の建設に対して、計画的に周辺と調和するよう指導するとともに、住宅が密集し道路や公園などが不足する地区の重点的整備を継続的に進め、良好な生活環境の形成につとめます。

「景観形成と都市緑化は」

【現状分析】

太平山の裾野が見渡せる田園風景の美しい眺め、城下町や街道の伝統を感じさせる既存市街地、緑化され整然とした新興住宅街などの良好な景観が形成されています。

また、公園の整備や緑化、市街地の貴重な緑の保全により、緑豊かで魅力ある都市空間づくりを進めており、地域の特色をいかした景観まちづくり活動が生まれるなど、市民主体の取組も展開されています。

【目指すべき将来】

豊富な自然や受け継がれてきた歴史と良好な居住環境など、地域の特性をいかした秋田らしい魅力あふれる景観を市民や事業者と行政が一体となって守りはぐくみ、市民が緑を身近に感じ、うまいとやすらぎを得られる景観の形成を目指します。

【対応】

優れた景観をつくり育てていくため、市民が景観まちづくりに参加しやすい環境整備を進め、地域の主体的な取組を支援しながら、市民協働による景観づくりの推進につとめます。

また、水と緑の公的空間の確保や、誰にでもやさしく、安心して自由に利用できる公園の整備を推進します。



※18 7地域の地域中心

中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和の7地域のそれぞれの拠点となる地域レベルの中心地区を言う。

2項 住宅環境の整備

「住宅は」

【現状分析】

人口が減少し、世帯数も減少に転ずることが見込まれる中、すでに戸建て住宅が多く、持ち家率も高い状況にある一方で、住宅の新築は減少し、空き家が増加傾向にあるなど、量的には充足しており、質の向上が求められています。

住宅のバリアフリー※19化は徐々に進んでいますが、耐震化※20の伸びは低くなっています。また、建築物の中高層化による日照やプライバシーの問題など、近隣住民との調整を必要とする事例も見られます。

市営住宅については、子育て世帯や高齢者世帯などの生活環境が整った立地にある住宅への入居要望が多くなっています。

住宅ストックの現状

住宅総数	127,740戸
持家	83,490戸
借家	42,590戸
公営	3,620戸
公団・公社	400戸
民営	33,400戸
給与住宅	5,160戸

【目指すべき将来】

良質な住宅ストック※21の形成と維持保全、良好な住環境の形成を目指します。

また、市営住宅については、多様なニーズにこたえ、市民が安心して居住できる環境の確保を目指します。

【対応】

住宅のバリアフリー※19・耐震化※20、環境負荷軽減などを促進するとともに、市民の住環境の維持保全につとめます。

また、市営住宅については、耐震化※20などにより長寿命化をはかるとともに、まちなか※22など入居要望が高い地域における市営住宅の充実をはかります。

3項 上下水道サービスの提供

「水道は」

【現状分析】

普及率がほぼ100%となり、市民誰もが水道を利用できる環境になっているものの、老朽化した施設の更新、多様化する市民ニーズへの対応が求められています。

また、近年は、人口減少や節水器具の普及などにより給水量が減少しており、安定経営の継続が課題となっています。

【目指すべき将来】

安定した経営のもと、施設の更新や耐震化※20、水質管理の徹底などにより、安全でおいしい水の安定的な供給を目指します。

【対応】

引き続き経費の節減や料金の適切な徴収につとめるとともに、施設の耐震化※20を計画的に進め、給水量に応じた施設規模の適正化をはかりながら、より一層良質な水道サービスの提供に取り組めます。



※ 19 バリアフリー

高齢者や障がい者などが生活していくうえで、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。バリアフリー化された住宅とは、身体機能が低下しても、安心して住み続けられるように、床の段差の解消などに加え、十分な廊下幅の確保などに配慮した住まい。

※ 20 耐震化

昭和56年以前の旧耐震基準に基づいて建てられた既存の建築物の耐震性能を高めるために、壁を増やしたり、筋かいを入れたりする改修工事や建て替えなどを行うこと。

※ 21 住宅ストック

ある一時点におけるすべての住宅の数。

※ 22 まちなか

住宅や商店が集積している市街地。

「生活排水処理は」

【現状分析】

公共下水道、農業集落排水および浄化槽の各汚水処理施設による汚水処理人口普及率は90%を超え、市民の多くが汚水処理施設を利用できるようになっているものの、実際にこれらの施設を利用している割合を示す水洗化率は80%台の半ばで伸び悩んでいます。

また、施設の老朽化が課題となっています。

【目指すべき将来】

安定した経営のもと、未普及地域における施設整備、老朽化した施設の更新などにより、健康で快適な生活環境の整備と公共用水域の水質の保全を目指します。

【対応】

未普及地域においては、公共下水道、農業集落排水および浄化槽の各手法により、地域特性などを考慮した整備を進めるとともに、老朽化施設の更新にあたっては、他の事業や事業主体との連携も視野に入れた経済的で効率的な方法を検討します。

また、経営基盤の安定のため、経費の節減や使用料の適切な徴収につとめるとともに、戸別訪問などによる一層の啓発活動により水洗化率の向上をはかります。



※ 23 都市計画道路

都市計画法に基づき都市計画決定された都市施設としての道路。

4項 道路整備の推進

「道路整備は」

【現状分析】

都市計画道路※23の整備は、十分な水準に達しておらず、生活道路については、幅員の狭さや歩道の未整備など安全面や防災面が課題となっています。

【目指すべき将来】

利便性の高い道路網の構築とともに、災害に強く、安全安心に活動できる道路の整備を目指します。

【対応】

市域における道路網全体としての機能が発揮されるよう整備を進めるほか、道路の安全性の確保、バリアフリー※19などの機能性の向上につとめます。

また、既存道路についても適切な維持管理につとめます。

※ 19 バリアフリー

高齢者や障がい者などが生活していくうえで、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。バリアフリー化された住宅とは、身体機能が低下しても、安心して住み続けられるように、床の段差の解消などに加え、十分な廊下幅の確保などに配慮した住まい。

5項 交通機能の充実

「交通機能は」

【現状分析】

市内には秋田港や秋田空港、秋田駅、高速道路のインターチェンジがそろっており、これらの交通拠点により人流・物流を広域的に結んでいます。

一方、鉄道やバス、タクシーなどの公共交通については、少子高齢化の進行と家用車の普及などにより利用者が年々減少しており、将来にわたって持続させることが課題となっています。

【目指すべき将来】

陸・海・空の優れた広域交通機能を活用した、東北を代表する交流拠点となる、求心力の高い魅力的なまちを目指します。

また、公共交通は、地域のニーズや特性に配慮しながら、市民の利便性の確保と効率性の両立を目指します。

【対応】

秋田港におけるシーアンドレール構想※24を推進するとともに、幹線道路、鉄道、航路および航空路など広域交通機能の充実をはかります。

また、交通による環境負荷の軽減につながる公共交通の利用を促進するとともに、誰もが利用しやすい公共交通の実現と市民の移動手段の確保につとめます。

6項 情報通信環境の充実

「情報通信環境は」

【現状分析】

情報通信技術が進展し、快適で便利な市民生活を送る上での重要性が高まる一方、地域や市民の情報通信環境に格差が生じています。

【目指すべき将来】

新しい情報通信技術の導入・普及促進により、情報通信環境の格差縮小を目指します。

【対応】

情報通信環境整備を適切に進めるため、通信事業者などと連携を密にし、技術開発の状況などを見据えながら広く方策を検討していくことで、より多くの市民が情報通信技術発展の恩恵を享受できるように取り組みます。



※ 24 シーアンドレール構想

トラック輸送や海上輸送だけに頼らず、海上輸送(SEA)と鉄道輸送(RAIL)を組み合わせ、効率よくコンテナ貨物を輸送するもの。

3章 | 健康で安全安心に暮らせるまち

生活の危険を回避できる十分な体制を整備し、市民が健やかな心身を保ちながら、「健康で安全安心に暮らせるまち」を目指します。

1節 | 安全な生活の実現

1項 危機管理体制の確立

「災害時の危機管理は」

【現状分析】

全国的に地震、風水害などの自然災害による被害が大きくなっており、特に局地的大雨の発生に伴う都市型災害※25などにより、市民生活に大きな影響を及ぼす危険性が高まっています。

一方、地域における防災活動の中心を担う自主防災組織※26は、高齢化やコミュニティ意識の希薄化により結成率が伸び悩み、活動は停滞傾向にあります。

また、新型インフルエンザや家畜伝染病の発生など、市民の生命や身体、財産などを脅かす様々な危機も増加しています。

自主防災組織の結成率の推移

年	結成率
平成17年度末	57.0%
平成18年度末	59.0%
平成19年度末	60.8%
平成20年度末	62.5%
平成21年度末	63.7%

【目指すべき将来】

行政だけでなく、関係機関をはじめ、市民一人ひとりが自分の身は自分で守り、地域や身近にいる人同士が助けあい、それらが一体となることで、災害や危機の種別に関係なく迅速に対応できる体制の整備を目指します。

【対応】

関係機関をはじめとする広域的な連携や、民間企業・NPO※27などとの防災協定の拡充など、様々な災害や危機に対応可能な体制を構築するほか、雨水管の整備などを計画的に進めるとともに、各種ハザードマップ※28の作成や災害の種別に応じた緊急救援物資の備蓄を進めます。

また、地域での防災力を高めるため、情報伝達環境を充実させるほか、防災への意識啓発を行うとともに、自主防災組織※26の活性化をはかり、行政・関係機関・地域が一体となって地域防災を支える体制づくりに取り組みます。

※ 25 都市型災害

都市特有の構造が主因となって起こる災害のことで、最近では特に集中豪雨による都市部の水害が増えている。

※ 26 自主防災組織

地域の防災力を最大限に発揮するため、平時における防災知識の普及や防災訓練の実施および災害発生時における情報の収集・伝達や避難誘導、被災住民の救出・救護などの自主的な防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするためにつくられる組織。

※ 27 NPO

Non Profit Organizationの略で、継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

※ 28 ハザードマップ

災害時における的確な避難行動や被害の低減をはかるため、予測される自然災害の発生地点、被害の拡大範囲、被害程度および避難施設などの情報を示した地図。

「災害に強いまちづくりは」

【現状分析】

市内には、木造住宅密集地や狭い幅員の生活道路、公園未整備地域などがあり、緊急時における物資輸送路や避難経路、オープンスペース※²⁹の確保など、都市の防災機能面で十分な水準に達していない状況も見受けられます。

【目指すべき将来】

防災的視点を取り入れた都市機能の充実をはかり、街路や公園、河川などの都市空間が有する多面的な機能を活用した災害に強いまちの形成を目指します。

【対応】

防災機能の整備や、防災拠点空間としての活用を視野に入れた整備を行うとともに、地域防災を支える体制づくりの基盤として、良好な都市環境の創造と保全を行い、安全で災害に強いまちづくりを進めます。

2項 雪に強いまちの確立

「雪に強いまちは」

【現状分析】

市街地における堆雪場の不足などにより道路除排雪の効率性が低い状況にあります。

また、これまで道路除排雪作業の主力を担ってきた建設業者は減少傾向にあるなど、雪対策を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。

少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化などにより、屋根の雪下ろしや間口除雪など地域における雪処理の担い手不足が課題となっています。

【目指すべき将来】

冬期における雪対策について、市民と行政それぞれが担う役割を分担することで、安全で円滑な道路交通が確保された雪に強いまちの形成を目指します。

【対応】

除排雪機械の台数確保や道路区分に応じて作業の優先順位を設定するなど、効率的かつ効果的な除排雪作業につとめるとともに、堆雪場の適正配置をはじめとする雪国に適した雪対策施設の整備を進めます。

また、市民一人ひとりが担う役割と責任を明確にし、ともに支えあい、助けあう地域づくりの必要性について市民の理解を得ながら、行政・関係機関・地域が一体となった雪に強いまちづくりを推進します。



※ 29 オープンスペース
緑地や広場を含む公共の空地。

3項 防犯・交通安全体制の確立

「防犯対策は」

【現状分析】

市民による見守りやパトロールなど地域の安全安心につながる活動が活発に行われるようになりました。

一方、犯罪内容は多様化し、その手口が悪質化、巧妙化しているほか、件数も増加傾向にあります。重大な犯罪につながりかねない不審者情報も増加しており、治安悪化に対する不安が大きくなっています。

【目指すべき将来】

地域全体の治安が確保され、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

【対応】

「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域防犯意識の高揚をはかるため、市民一人ひとりの意識啓発につとめます。

また、警察、市、地域などがそれぞれの役割を果たしながら、緊密に連携し、効果的な防犯活動に取り組むとともに、防犯体制のさらなる強化につとめます。

「交通安全対策は」

【現状分析】

子どもや高齢者を対象とした交通安全指導を行っているものの、高齢者の交通事故が増加傾向にあることが課題となっています。

また、生活道路には幅員の狭い道路や見通しの悪い交差点が多く残っており、歩行者や自転車の交通環境は厳しい状況にあります。

【目指すべき将来】

意識啓発や道路改良、交通安全施設の整備などにより、すべての道路利用者が安全に道路を利用できる環境の確保を目指します。

【対応】

高齢者などに対し、交通安全意識を高めるための指導を継続し、行政・関係機関・地域が一体となった交通安全活動を促進します。

また、道路の危険箇所の改良や交通安全施設の設置など、計画的な道路改良に取り組みます。



1項 健全な消費・生活衛生環境の確保

「消費・生活衛生環境は」

【現状分析】

悪質商法による消費者トラブルが後を絶たず、多重債務者の救済も急務となっています。

また、食品をはじめとする商品やサービスの安全性に対する不安が社会的に高まっているほか、生活様式の変化などを反映して、食育^{※30}に対する意識や動物の適正飼養^{※31}など、生活衛生環境についての関心が高まっています。

【目指すべき将来】

正しい知識の普及啓発などにより、消費生活の安全安心や生活衛生環境の確保を目指します。

【対応】

消費者トラブルの未然防止につとめるほか、消費者が主体的に判断できるよう、知識習得機会の拡大や相談体制の充実に取り組みます。

また、施設の監視指導や検査、正しい情報の提供につとめ、食品などに対する信頼と安全性を確保するとともに、適正飼養^{※31}の啓発や動物による危害防止対策を推進します。

さらに、「食」についての意識を高め、生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性をはぐくんでいく基礎である食育^{※30}の推進につとめます。

2項 保健・医療体制の充実

「保健・医療は」

【現状分析】

食生活やライフスタイルの変化に伴い、生活習慣病^{※32}が増加しています。

また、自殺での死亡率が全国より高い水準で推移しており、心の健康^{※33}問題も深刻化しています。

医療技術の進歩に伴い、市民の医療に対するニーズも高度化・多様化しているほか、高齢化により在宅医療を受ける患者が増えるなど、保健・医療を取り巻く環境は複雑化しています。

【目指すべき将来】

保健・医療体制の一層の充実により、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自分で選択し、生涯を通じた健康の保持増進が実践できる社会を目指します。

【対応】

市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康に対する意識啓発や感染症^{※34}発生に備える体制の構築など、疾病予防対策を進めるほか、感染症^{※34}の発生およびまん延を防止するために予防接種を行います。

また、心の健康^{※33}に関する意識啓発や相談などを行うとともに、行政や様々な分野の関係機関・団体などと連携し、総合的な自殺対策の推進につとめます。

市立秋田総合病院については、経営の健全化につとめるとともに、地域の中核的な医療機関として医療スタッフや設備の充実をはかります。

※ 30 食育

食に関する様々な経験を通じて、食の安全に関する知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、地域の産物や食文化についての理解を深めることにより、心身の健康の増進や豊かな人間形成をはかることをいう。

※ 31 適正飼養

人と動物の調和のとれた共生社会を構築していくために、動物の習性行動を理解し、動物の視点に立って終生にわたり飼養すること。

※ 32 生活習慣病

偏った食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣との関係が深いと考えられる病気。

※ 33 心の健康

「心が健康な状態」とは、周囲の人々と適切なかかわりを持ちながら、家庭や職場、地域などの日常生活において、自分の役割を果たし、社会に適応できている状態をいう。

※ 34 感染症

細菌やウイルスなどの病原体が体内に入り増殖して発症する疾患の総称。

3項 消防・救急体制の充実

「火災への対応は」

【現状分析】

建物火災のうち住宅火災の占める割合が多く、放火による火災も多発しています。

高齢者施設や個室型店舗などの新たな利用形態の建物も増加し、火災による逃げ遅れなどにより犠牲者が多数発生するおそれがあります。

また、産業の多様化や都市形態の複雑化などから、特異災害^{※35}の発生が危惧されます。

【目指すべき将来】

火災予防対策の強化と消防力の充実により、火災や災害による被害の少ない社会を構築し、市民の安全確保を目指します。

【対応】

町内会や消防団、自主防災組織^{※26}などと連携を進め、住宅防火や放火防止対策の強化をはかるとともに、火災危険や人命危険のおそれのある建物への査察指導を徹底します。

また、消防・救急無線のデジタル化と指令システムの機能強化による迅速で確実な出動指令体制を構築するとともに、予想される多様な火災・災害に対応できる人材の育成、施設・装備の整備と効率的な組織機構の構築により、消防体制を強化します。

※ 35 特異災害

船舶・航空機火災、大規模林野火災、毒劇物漏洩事故など、人命への危険が高く、消防活動も特殊な環境下で困難かつ長時間となり、市民生活の一部にも影響をおよぼす災害をいう。

※ 26 自主防災組織

地域の防災力を最大限に発揮するため、平時における防災知識の普及や防災訓練の実施および災害発生時における情報の収集・伝達や避難誘導、被災住民の救出・救護などの自主的な防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするためにつくられる組織。

※ 34 感染症

細菌やウイルスなどの病原体が体内に入り増殖して発症する疾患の総称。

※ 36 AED

Automated External Defibrillatorの略で自動体外式除細動器のこと。突然心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失ったときに、心臓へ電気ショックを与えることにより正しい拍動に戻し、蘇生するための医療機器。

※ 37 メディカルコントロール体制

救急現場における、救急救命士などがすみやかに医師から指示・指導・助言を受けられる体制、救命処置に対し医師が事後検証し今後の教育に役立てる体制、救急救命士の再教育体制という3つの体制。

※ 38 救急救命士

救急患者に対し、医師の指示のもと気道確保や点滴、薬剤投与などの高度な救命処置を行う専門職。

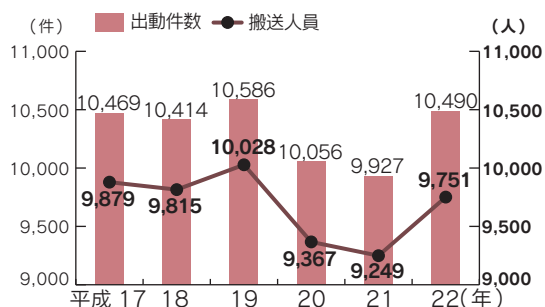
「救急体制は」

【現状分析】

新たな感染症^{※34}の出現や疾病構造の変化、高齢社会などを背景に、救急搬送数は増加しています。

一方、AED^{※36}の設置や救命講習修了者の増加により、救命に対する市民の意識は向上し、応急手当の実施率が高まっています。

救急車出動件数および搬送人員の推移



【目指すべき将来】

市内各所へのAED^{※36}設置を普及させ、市民による応急手当が日常的に実践される社会を形成するとともに、メディカルコントロール体制^{※37}の充実など、より質の高い救急体制の構築を目指します。

【対応】

市民による応急手当がさらに救命に反映できるよう、より効果的な応急手当の普及啓発活動を促進します。

また、医療機関などとの連携協力態勢をより強固にし、救急救命士^{※38}の教育研修体制の充実強化をはかります。



4項 社会保障制度の確保

「社会保障制度は」

【現状分析】

景気の低迷や高齢化の急速な進行により、生活保護受給世帯が増えています。

また、介護保険制度は、介護保険から給付される費用が年々増加しています。

さらに、国民健康保険は、保険税収納率の低下や医療費の増加など、財政運営が厳しい状況にあります。国民年金は、年金制度に対する不信感などから保険料の未納者が増えています。

【目指すべき将来】

誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活を送ることができ、安心して医療・介護を受けられる社会を目指します。

【対応】

生活保護の被保護世帯に対して、市民の最低限度の生活を保障し、実情に即した自立支援策を実施します。

また、介護保険の適正な運営により、介護サービスの質の向上と適切な利用を促進します。

さらに、医療費の適正化などによる国民健康保険財政の健全化を進めます。国民年金は、将来の年金受給に結びつくよう、制度の周知につとめます。



4章 | 家族と地域が支えあう元気なまち

家族・地域・人の絆のもと、すべての市民が主人公として充実した生涯を送ることができる「家族と地域が支えあう元気なまち」を目指します。

1節 | 家族や地域を支える絆づくり

1項 家族・地域の絆づくりの推進

「家族と地域は」

【現状分析】

ライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢化の進行などにより、家族のコミュニケーションが不足したり、地域における住民同士の交流や日常的な協力などのつながりが希薄になる傾向にあります。

【目指すべき将来】

家族や地域を礎とした人と人との強い絆のもと、支えあい助けあう社会の形成を目指します。

【対応】

人と人との「信頼」「親愛」「思いやり」の心を市民一人ひとりがはぐみ、家族から地域へ、地域から社会へ、さらには次の世代へと伝え広げていくよう、絆づくりの気運を醸成します。

2項 男女共生社会の確立

「男女共生は」

【現状分析】

これまでの取組や法制度の整備により、男女共生についての意識や理解は年々高まっていますが、いまだ偏見や性差別により一人ひとりの選択を制約する社会通念や慣習が残っています。

【目指すべき将来】

誰もが互いを認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる男女共生社会^{※39}の形成を目指します。

【対応】

家庭や学校、職場、地域など、生活のあらゆる場面において、男女共生の理解が根つき、行動へとつなげるための取組を推進します。



※ 39 男女共生社会

秋田市男女共生社会に関する懇話会(平成3年設置、14年秋田市男女共生推進会議に改称)の提言を受け、本市が継続して使用している表現。国がとнаえている男女共同参画社会よりも広い概念として、男女という性別だけではなく、年齢、職業、身体状況、国籍などにかかわらず、誰もが互いの人権を認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮することができる社会と定義している。

2節 | 地域福祉の充実

1項 地域福祉の推進

「地域福祉は」

【現状分析】

人口減少や少子高齢化の進行に伴って、家庭の扶養能力や地域の相互扶助力が低下しており、市民の福祉ニーズがますます増加、多様化していくことが見込まれています。

【目指すべき将来】

行政・地域・市民それぞれの役割分担による支えあい、助けあいのもと、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って健康に暮らせるまちを目指します。

【対応】

公的な福祉サービスの充実をはかりつつ、社会福祉協議会※40や民生児童委員協議会※41が行う見守りや声かけ、ボランティアによる福祉サービスの提供など、多様な主体による地域福祉活動を促進します。



2項 児童福祉・子育て支援の充実

「児童福祉・子育て支援は」

【現状分析】

社会全体を取り巻く状況の変化に伴い、子どもの数が減少しています。

また、核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加、地域の連帯感の希薄化、子育て力の低下などにより、多くの親が子どもを生み育てることに不安や負担を感じています。

さらに、児童虐待や養育困難家庭の増加、子どもたちが遊びを通じてともに成長する機会の不足など、子どもが健やかに成長する上で様々な課題が生じています。

合計特殊出生率の推移

年	秋田市	秋田県	全国
H17	1.16	1.27	1.26
H18	1.19	1.34	1.32
H19	1.22	1.31	1.34
H20	1.25	1.32	1.37
H21	1.24	1.29	1.37

【目指すべき将来】

市民協働によって、子どもが笑顔で、安全に安心して健やかに育ち、子どもを生み育てることに、夢や誇りを持つことができるまちを目指します。

【対応】

社会全体で子どもをはぐくみ、親と子どもが確かな絆を持って育ちあえる環境づくりを進めるため、親子の心身の健康確保、地域の子育ての支援、次代の親の育成、ワーク・ライフ・バランス※42の推進、安全安心な生活環境の整備に取り組みます。

※ 40 社会福祉協議会

市内において様々な社会福祉事業を実施するとともに、市内に38ある地区社会福祉協議会と連携し、地域の支えあい・助けあいの意識を醸成するなど、地域福祉の推進役となっている民間団体。

※ 41 民生児童委員協議会

38地区の民生児童委員協議会からなる民生委員・児童委員の全市的な連絡協議会。福祉事務所などの関係行政機関と連携を密にしながら、各地域における組織的な福祉活動に取り組んでいる。

※ 42 ワーク・ライフ・バランス

性別や年齢にかかわらず、誰もが、仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスでくらすことができること。

3項 障がい者福祉の充実

「障がい者福祉は」

【現状分析】

障がい者の自立と社会参加を促進する環境が十分には整備されていないことから、障がい者はその活動を制限され、結果的に自立と社会参加を制約されることがあります。

障がい者は年々増加傾向にあるほか、重度化・重複化した障がいや、発達障がいなどの新たな障がいへの対応も求められています。

また、国においては、新たな障がい者福祉制度の制定に向けて見直しが行われています。

【目指すべき将来】

障がいの有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し相互に支えあうことができるまちを目指します。

【対応】

障がい者の社会参加の促進、保健・医療・福祉サービス基盤の整備、地域生活の充実に取り組めます。

また、国の障がい者福祉制度の改正に適切に対応しながら、障がい者の自立と社会参加を促進する環境づくりを進めます。

4項 高齢者福祉の充実

「高齢者福祉は」

【現状分析】

高齢化が進み、市民の5人に一人が65歳以上の高齢者となっており、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加しています。

国においては、高齢社会における対策として、高齢者福祉や介護・医療制度の見直しが行われています。

【目指すべき将来】

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って社会に参加し、安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。

【対応】

高齢者の社会参加の促進、在宅サービスの充実、介護予防の推進、介護サービスの基盤整備に取り組めます。

また、国や県の今後の制度改正に適切に対応しながら、本格的な高齢社会の到来に向けた環境づくりを進めます。



3節 | 市民の主体的な活動の実現

1項 市民による地域づくりの推進

「地域の自治活動は」

【現状分析】

町内会や自治会などは、地域の自治活動の中心的役割を担っています。

しかしながら、コミュニティへの帰属意識の希薄化などにより、加入率の低下や担い手不足などの問題を抱え、共同体としての機能の維持、活動の強化に苦慮する団体もあります。

【目指すべき将来】

住民が積極的に地域づくりに参加し、地域課題の解決に主体的に取り組む社会を目指します。

【対応】

市と町内会などとの役割や責任を明確にし、実効ある自治活動を促進します。

2項 市民活動の促進

「市民活動は」

【現状分析】

NPO※²⁷やボランティアなどによる市民主体のまちづくり活動が広がりをを見せています。

また、こうした団体が町内会などと連携し、地域における公共サービスの新たな担い手として、地域づくり活動にも取り組んでいます。

【目指すべき将来】

市民やNPO※²⁷、ボランティア団体などと市が役割分担しながら、地域活動、地域づくりに取り組むことで、市民協働によるまちづくりの活性化を目指します。

【対応】

地域団体の活動や人材育成への支援により、さらに幅広い分野において市民活動を促進させるほか、市民活動のきっかけとなる各種講座の開催や情報提供、相談業務の充実、各団体間のネットワーク形成の支援、活動機会の提供などの環境づくりを進めます。



※ 27 NPO

Non Profit Organizationの略で、継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

5章 | 人と文化をはぐくむ誇れるまち

歴史や文化をいかした魅力あるまちづくりを進めるとともに、生涯にわたり学習・文化・スポーツ活動に取り組める環境の中で、誰もが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができる「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を目指します。

1節 | 文化の創造

1項 文化遺産の保存と活用

「郷土の歴史と文化は」

【現状分析】

歴史的な景観、貴重な建造物、歴史資料や美術・工芸作品、祭り・伝統芸能などは、文化創造の基盤であり、地域の発展に資する市民の財産として大切に保存し、継承されています。

しかし、これらの文化遺産は地域資源としての重要性が高まる一方、年月の経過とともにその保存や継承は困難になりつつあります。

【目指すべき将来】

郷土の貴重な文化遺産が、まちの個性や魅力を創り出す地域資源として活用され、市民の郷土愛と誇りがはぐくまれる社会を目指します。

【対応】

文化遺産を保存し、活用する環境の計画的な整備と、市民協働による歴史や文化をいかしたまちづくりと文化の担い手づくりを進めます。

2項 市民文化の振興

「文化・芸術活動は」

【現状分析】

市民の創造的な文化活動が積極的に行われており、優れた芸術作品が数多く発表されています。

また、文化事業が自主的に企画開催されるなど、市民文化の振興は着実に進んでいます。

【目指すべき将来】

活発な文化活動や文化事業が円滑に行える環境づくりにつとめることで、個性豊かで活力ある文化が創造され、文化が持つ力により、市民一人ひとりの豊かな心がはぐくまれる社会を目指します。

【対応】

市民の文化活動や文化事業の充実のために支援や顕彰を引き続き行うとともに、多様化する文化活動のニーズに対応できる環境整備と、地域の人材や文化関係団体との連携により市民文化の振興に取り組みます。

3項 生涯スポーツの推進

「生涯スポーツは」

【現状分析】

気軽にスポーツに親しみながら、心身ともに健康な生活を送ることができる、豊かなライフスタイルを実現したいという意識が高まっています。

こうしたライフスタイルの実現に向けて、スポーツ振興や環境整備に対する市民の要望が高度化・多様化しています。

【目指すべき将来】

市民がそれぞれの体力や年齢、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

また、地域の連帯感をはぐくむことで、市民の健康や生きがいづくりに取り組める環境の実現を目指します。

【対応】

既存施設の有効活用や今後のニーズに応じた適正な施設整備を進めるとともに、地域や各種団体などとの連携により、誰もがスポーツに親しみ、健康と生きがいづくりに取り組める環境整備につとめます。

また、市民のスポーツ意識をさらに高め、新しい時代のスポーツ振興の基盤づくりを進めます。

4項 国際交流の推進

「国際交流は」

【現状分析】

五つの友好姉妹都市※43などを中心に、行政や教育文化、医療などの様々な分野における交流を行っています。

近年の交通手段や情報網の発達、外国人住民の増加などで、海外渡航や異文化体験がより身近なものとなり、国際交流は行政間交流から、市民交流および市民と行政の連携による交流に変わりつつあります。

【目指すべき将来】

国際化が一層進み、従来の友好親善を目的とした画一的な交流ではなく、特色をいかながら目的に応じた多様な交流の活性化を目指します。

また、地域においても、異なる文化や習慣を持つ様々な国の人々と、日常的に交流する機会の拡大を目指します。

【対応】

市民の主体的な交流活動や、交流成果の市民への還元をはかりながら、地域における国際化を進め、国際的な視野を持った人材育成と世界に広がるパートナーシップを構築します。



※ 43 友好姉妹都市

友好的・継続的な交流を結ぶ約束をした都市のこと。海外では、中国・蘭州市、ドイツ・パッサウ市、ロシア・ウラジオストク市、アメリカ・セントクラウド市と提携し、そのほかにアメリカ・キナイ半島郡と交流合意提携。国内では、姉妹都市の茨城県 常陸太田市のほか、歴史的な縁関係にある茨城県久慈郡大子町、仙北市と交流。

2節 | 教育の充実

1項 社会教育の充実

「社会教育は」

【現状分析】

自らの個性をいかし能力を高め、生きがいのある生活を送るため、生涯を通じて学びたいという市民の学習ニーズが、多様化しています。

また、学習成果をボランティア活動などの形で社会にいかしたいという意欲も高まっています。

さらに、子どもの健全育成をはかるため、総合的な放課後児童対策が求められています。

【目指すべき将来】

すべての市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら学び、その成果による地域社会全体の活性化を目指します。

また、すべての子どもが放課後に安全・安心に過ごせる居場所の確保を目指します。

【対応】

市民協働により、子どもから高齢者までの様々な学習ニーズにこたえる社会教育事業を進めるとともに、学習機会に関する情報提供の充実や学習活動を支える施設などの環境整備につとめます。

学習機会の拡充にあたっては、現代的課題や地域課題の解決につながる「学び」の機会を充実させ、地域づくりに貢献できる人材の育成につとめるとともに、学習成果を社会に積極的にいかすことができる環境を整えます。

また、児童の健全育成をはかるため、放課後児童クラブ^{※44}や児童館等^{※45}を計画的に整備し、放課後の生活の場や安全な遊び場を提供します。

2項 学校教育の充実

「学校教育は」

【現状分析】

少子化の進行や情報化の進展、価値観の多様化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中、人間関係を築く力の育成をはじめ、子ども一人ひとりのニーズに応じた教育の推進など、学校教育の重要性がますます高まっています。

【目指すべき将来】

社会の変化に主体的に対応し、創造性豊かにたくましく生き抜く「自立」の力と、相手を思いやり、互いに認めあう「共生」の心が、子どもたちにはぐくまれる社会を目指します。

【対応】

幼児期から高等学校段階までを通じて、充実した教育環境と指導体制のもと、徳・知・体のバランスがとれた自立できる子どもの育成に取り組めます。

また、家庭や地域と連携しながら、「共生」の心をはぐくむとともに、不登校対応や特別支援教育^{※46}などの様々な教育課題に、小中一貫した考えに立ってきめ細かく対応します。

さらに、学校施設などの整備を計画的に進めるとともに、学校の規模や配置の適正化についても検討を進めながら、教育環境の維持向上に取り組めます。

※ 44 放課後児童クラブ

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業により、小学校に就学しているおおむね10歳未満で、保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後および土曜日に専用の施設を利用して提供する適切な遊びと生活の場。

※ 45 児童館等

児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置している児童館・児童センターのほか、児童室を含めた総称。

※ 46 特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなっている。

3項 高等教育の充実

「高等教育は」

【現状分析】

時代に適応した教育の高度化・専門化に加え、地域の学問や技術・文化の拠点として、地域社会や産業界との一層の結びつきが求められている一方で、18歳人口の減少、それに伴う定員割れや学生の募集停止の動きなど、高等教育機関を取り巻く環境が厳しくなっています。

【目指すべき将来】

高等教育機関がより豊かな教養と深い専門性を身につけた人材を育成し、情報発信力を高めるとともに、効率的かつ安定した経営を目指します。

また、高等教育機関が蓄積する高度な知的資源と、産業の発展や文化の振興などとの連携を目指します。

【対応】

市内各高等教育機関との連携・協力に基づく事業実施や、大学コンソーシアムあきた^{※47}の枠組みの活用などにより、行政、地域団体、産業界、大学などが連携した活動をより活性化させるようつとめます。

また、秋田公立美術工芸短期大学については、競争力の強化や就職市場からの評価向上、教育目標のより高い次元での達成、芸術・文化のまちづくりへの貢献をはかるため、4年制大学への移行等を検討します。



※ 47 大学コンソーシアムあきた

秋田県内の高等教育機関の連携・交流により教育研究機能を強化し、その成果を地域社会へ還元して、地域の発展に貢献するため、平成17年3月に秋田県内の大学・短期大学などで設立した組織。単位互換授業や高大連携授業、連携公開講座、社会人講座などを実施している。



第5 | 成長戦略

「元気なあきたの創造」「元気を支える基盤づくり」のテーマのもと、六つの成長戦略を設定します。戦略ごとの重点プログラムに基づく具体的な事務事業は、推進計画に位置づけます。

戦略1

都市イメージ 「ブランドあきた」の確立

背景

秋田市のイメージが高まれば、人や企業の定着と交流を促すことにつながります。イメージを高めるために、元気な秋田市を広く市内外に発信していくことは、人や企業の定着や交流をはかる他の戦略と相まって、さらなる成長を促進します。

本市には、日本海沿岸の中核都市として発展してきた歴史とはぐくんできた文化、陸・海・空の交通拠点機能など、真に都市圏の核となる機能を備えた都市としてのバックボーンがあります。

一方で、なまはげや米といった秋田県全体のブランドイメージに埋没しがちなことや、まちの顔である中心市街地の空洞化などにより、現在は秋田市の元気を十分にアピールできていません。

今後は、芸術・文化をはじめとする様々な資源を活用しながら、「にぎわい」や「秋田らしさ」を創造し、本市のイメージアップをはかる必要があります。

戦略の 方向性

- 秋田市オリジナルのイメージの確立
- 市民が誇れる魅力あるまちづくり



重点プログラム

- I まちの顔づくり
- II 芸術・文化によるまちおこし
- III 秋田市ブランド商品の開発と振興
- IV クラブスポーツへの支援



戦略2

地域産業の競争力強化

背景

産業経済基盤を強化することは、地域の活力やその源泉である市民の活力を高め、本市の成長を牽引します。

本市の産業は、経済不況による消費動向の変化などの影響を受けて力強さに欠けていますが、将来的に発展を遂げる大きな可能性を秘めています。

例えば、中国・ロシア沿海地方に近接する地理的優位性や豊富な農業資源、優れた環境リサイクル技術、恵まれた条件を兼ね備えた風力をはじめとする新エネルギーなどです。

外部環境の変化に対応しながら、こうした潜在力を戦略的に引き出して地域産業の競争力を高め、市民生活を支える雇用の創出と市民所得の向上をはかる必要があります。

戦略の 方向性

- 新たな経済活動の創出
- 地元企業の育成と物流の活発化



重点プログラム

- I ビジネスチャンスをとらえた産業の創出
- II 環日本海貿易の促進
- III 戦略作目※による新たな農業ビジネスの展開



※ 稲作依存型の農業構造からの脱却と、農家所得の向上・安定化を目指し、本市が県やJA等関係機関と連携し、戦略的に生産振興をはかることとする作目。「園芸作物」を戦略作目とし、本計画策定時点において、ほうれんそう、ねぎ、こまつな、ちんげんさい、しゅんぎく、ブロッコリー、アスパラガス、レタス、キャベツ、えだまめの10種の野菜と、花きについてはダリアを設定している。

戦略3

観光あきた維新

背景

観光産業は、経済効果の裾野が広い上、交流人口の増加により地域の活性化につながることから、様々な波及効果をもたらす期待度の高い成長分野です。

本市には、全国的な知名度を誇る秋田美人、千秋公園や大森山動物園などの観光スポット、多彩な食文化など、有形無形の魅力ある観光資源が数多く存在しています。

しかしながら、そのような魅力を磨き上げ、一年を通して多くの観光客に滞在してもらうためのしかけづくりや売り込み方に工夫の余地があります。

旅行者のニーズに的確に対応し、新たな視点と柔軟な発想によるオリジナリティあふれる観光戦略を打ち出し、市外から人を呼び込む必要があります。

戦略の 方向性

- 観光都市としての魅力創出
- 交流人口増加による経済活動の活性化



重点プログラム

- I 秋田市ならではの観光戦略構築
- II 観光資源の発掘、磨き上げ
- III セールスプロモーションの強化



戦略4

環境立市あきたの実現

背景

地球温暖化対策には、脱温暖化をキーワードとした環境ビジネスというもう一つの側面があることから、環境分野は発展の新たな鍵となるポテンシャルの高い成長分野です。

我が国では、温室効果ガス排出量を大幅に削減する目標を掲げており、本市においても、「秋田市地球温暖化対策実行計画」に基づき、総合的な取組を推進しています。

本市は豊かな自然環境に恵まれているものの、これまで温暖化対策と地域産業の活性化を両立させるという観点から環境分野をとらえた取組をしてきませんでした。

恵まれた環境をいかしながら、様々な環境関連施策を展開し、環境分野における本市のブランドイメージを高め、環境と経済の好循環を生み出すことが必要です。

戦略の 方向性

- 積極的な地球温暖化対策
- 環境関連の新たな技術などを活用した産業振興



重点プログラム

- I 新(省)エネルギー設備の導入拡大
- II 環境関連事業の創出
- III 環境付加価値※の活用推進



※ 二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しない発電や取組を金銭的価値として評価したもの。

戦略5

エイジフレンドリーシティ (高齢者にやさしい都市)の実現

背景

秋田市を元気にする原動力は人そのものです。したがって、誰もがそれぞれの能力や意欲に応じて社会参加できる環境をつくることは、成長の基礎となります。

2024年には約3人に一人が高齢者になると推計され、かつてない超高齢社会を迎えることから、これからは高齢者をはじめから意識した「高齢者にやさしい都市」にならなければなりません。

このようなまちは、健康な高齢者はもちろん、介護が必要な高齢者や障がい者、子育て中の親や子どもなど、誰にでもやさしいまちとなります。

高齢化に適応しながら、誰もが可能性や意欲を制約されない寛容な支えあいの社会をつくるため、まちづくりから人々の意識に至るまで、総合的なアプローチで社会システム全体を見直す必要があります。

戦略の 方向性

- 高齢者の社会参加の機会拡充
- 高齢者の生活の利便性向上



重点プログラム

- I エイジフレンドリーシティ※¹構想の普及啓発
- II 高齢者の多様な能力の活用
- III バリアフリー※²化の促進
- IV 高齢者の交通手段の確保



※1 「高齢者にやさしい都市」という意味で、WHO(世界保健機関)のプロジェクトにおいて提唱された。

※2 高齢者や障がい者などが生活していくうえで、障壁(バリア)となるものを取り除くこと。

戦略6

次世代の育成支援

背景

将来を担う次世代をはぐくみながら、市民の子育てに対する希望を実現し、元気な秋田市を次の世代に引き継ぐことは今の世代の責務であるとともに、成長の基盤となります。

晩婚化や未婚化の進行などで本市の合計特殊出生率※は依然低い水準にあり、進行する年少人口や生産年齢人口の減少は、都市経営や市民生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

少子化の背景には、若者の経済的基盤が不安定な状況や、子育てしながら就業を継続することが困難な状況に加え、育児に関する不安感、教育費の負担感などが存在しています。

このような少子化を取り巻く問題を取り除き、市民の希望を実現するためには、少子化対策を未来への投資ととらえ、社会全体で子どもや子育て家庭を応援し、子どもを生み育てやすい社会を実現することが必要です。

戦略の 方向性

- 子どもを生み育てやすい環境づくり
- 若年者の安定雇用

※ 15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標で、一人の女性が平均して一生の間に何人の子供を産むかを表します。



重点プログラム

- I 支えあいによる子育て支援
- II 若者の自立支援





参考資料

- 秋田市の現況
- 策定経過
- 部門別の個別計画
- これまでの総合計画

○秋田市の現況

1 地勢

秋田市は、本州の東北、秋田県の日本海沿岸地域の中央部に位置しており、905.67km²の市域を持ち、緑豊かな山と川、海などの自然環境に恵まれています。

市街地は秋田平野の中央部に広がり、田園地帯が市街地を取り囲んでいます。東部には、標高1,170.5mの太平山をはじめ、秋田杉やブナにおおわれた出羽山地が広がり、峠谷峡や筑紫森といった景勝地が点在しています。

海岸線は単調であり、延長約23.5km、海岸線から1～2kmには、砂丘地が南北に走っています。

南東部から北西部にかけて雄物川が貫流し、流域には平坦で生産力の高い肥沃な耕地が広がっています。



2 歴史

秋田市の開発は、天平5年(733年)、時の政府が北辺の政治や交易の拠点として高清水の丘に出羽柵、後の秋田城を設置したことにさかのぼります。

秋田城は、当時、中国東北地方に位置していた渤海国をはじめとする大陸との外交窓口としての役割も担っていたと考えられています。

中世には、安東氏が現在の土崎地区に湊城を構え、土崎湊は、重要な港を数え上げた三津七湊(さんしんしちそう)に名を連ねる全国有数の港町として栄え、地域の政治・経済・文化の中心として繁栄しました。

その後、慶長7年(1602年)、佐竹氏が常陸から秋田へ国替えとなり、現在の千秋公園の地に新たに久保田城を築城するとともに、今日の中心市街地の原型となる城下町を建設しました。

久保田城下町は、藩政期を通じ政治の拠点として、また、土崎湊を通じた北前船航路や雄物川水運の物流拠点として繁栄し、そのにぎわいや活発な交流が、今日に息づく豊かな文化をはぐくんできました。

明治以降は、県庁所在地として引き続き拠点都市としての機能を担い、明治22年(1889年)に市制を施行した後は、周辺町村との合併や雄物川放水路の開削、秋田港と秋田運河の改修、工業地帯の造成、秋田新幹線をはじめとする交通運輸機関の整備などにより、市勢はめざましい発展を遂げました。

このような歴史により、北日本、日本海沿岸地域の要となる都市としての機能を培ってきた秋田市は、平成9年(1997年)に中核市に移行、17年(2005年)には旧河辺町・旧雄和町と合併し、21年(2009年)には市制120周年を迎えました。

3 産業構造

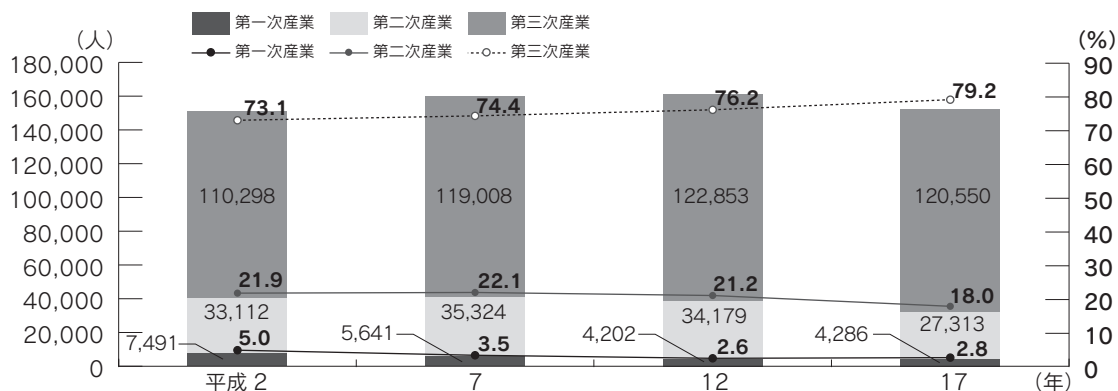
(1) 全体概要

産業別の就業者数の推移について、平成2年以降の国勢調査結果で見ると、第一次産業と第二次産業への就業者数が減少し、第三次産業への就業者数は増加しています。具体的には、全就業者数に対する第一次産業の就業者数の割合は、2年の5.0%から17年には2.8%に減少しています。第二次産業の就業者数の割合は、2年の21.9%から7年には22.1%に上昇したものの、17年には18.0%に減少しています。第三次産業の就業者数の割合は、73.1%から79.2%に増加しています。

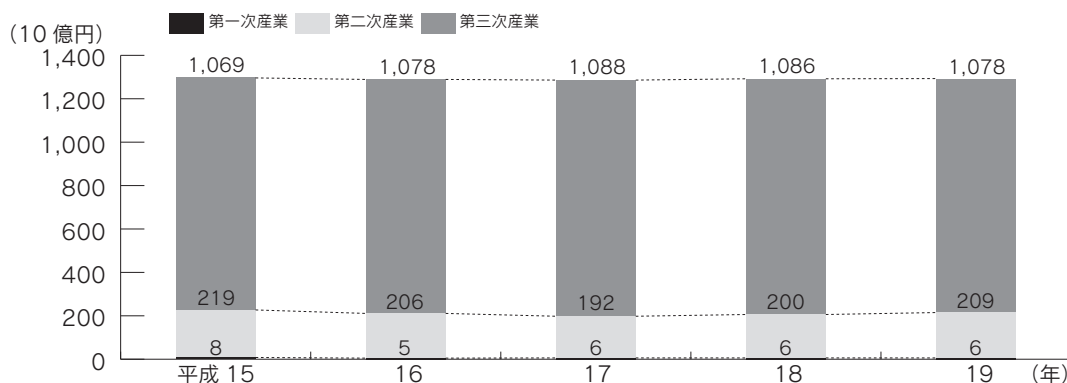
また、産業別市内総生産は、経済情勢の変化の影響を受けながらも、約1兆2千億円とほぼ横ばいで推移しています。

具体的には、第一次産業は、15年は約83億円の生産額でしたが、平成16年以降は約60億円程度で推移しています。第二次産業は、15年には約2,192億円でしたが、17年には約1,922億円まで減少しました。その後、増加に転じ、19年には約2,096億円まで増加しています。業種別で見ると、特に建設業の減少が大きくなっています。第三次産業は、17年には約1兆882億円となっていました。その後、19年には約1兆783億円まで約100億円程度減少しています。業種別で見ると、民間非営利サービス生産者の増加割合が高くなっているものの、卸売・小売業および金融・保険業が下落しています。

産業3区分別従業者数とその割合の推移



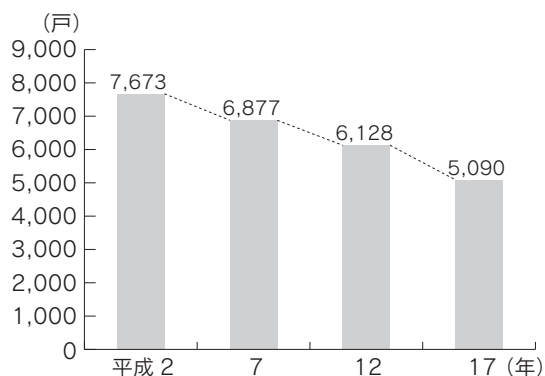
産業別市内総生産の推移



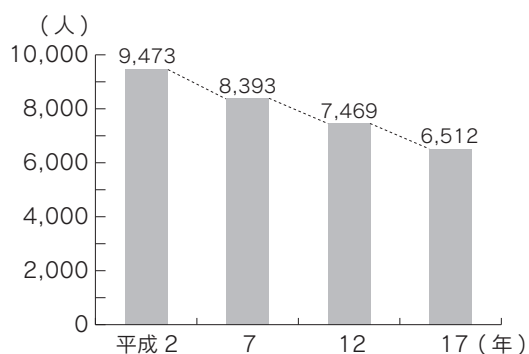
(2) 農林水産業

平成17年における本市の総農家数は、5,090戸、農業就業人口は6,512人、経営耕地面積は7,446haとなっています。2年からの推移を見ると、いずれも減少傾向にあります。特に総農家数の減少が顕著となっています。

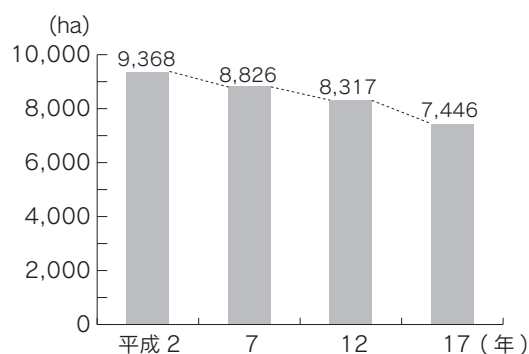
農家数の推移



農業就業人口の推移



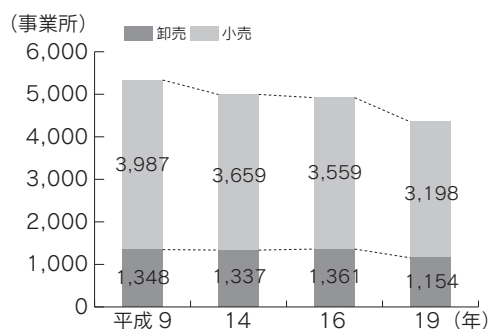
経営耕地面積の推移



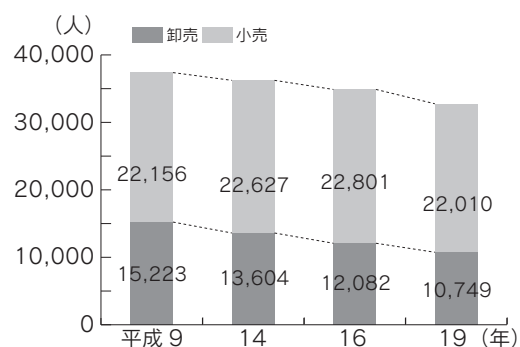
(3) 商業(卸売・小売業)

商業(卸売・小売業)の平成19年における事業所数は4,352事業所、従業者数は32,759人、年間販売額は1兆2,552億円となっています。9年からの推移を見ると、事業所数、従業者数は減少を続けています。また、年間販売額も減少傾向にあり、19年には9年と比較して36.3%も減少しています。

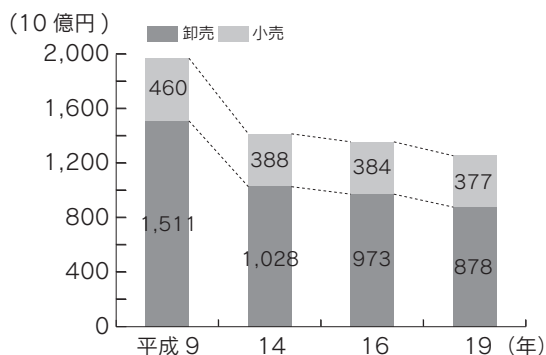
事業所数の推移



従業者数の推移



年間販売額の推移



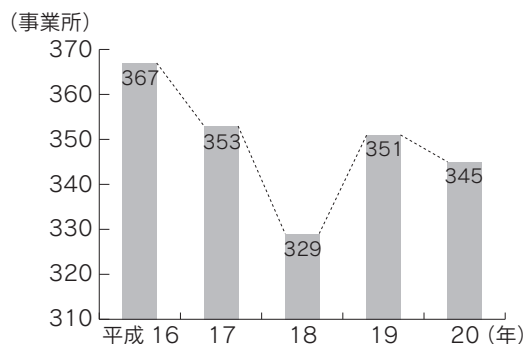
(4) 製造業

製造業の平成20年における事業所数は345事業所で、従業者数は12,784人、製造品出荷額は3,270億円となっています。16年からの5年間は、事業所数、従業者数および製造品出荷額は、ともに一時的な持ち直しはあるものの、全般的に減少傾向にあります。

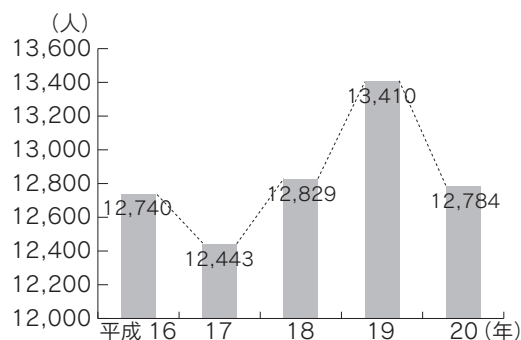
また、産業中分類別に製造品出荷額を見ると、電子部品・デバイス・電子回路製造業、パルプ・紙・紙加工製造業、化学工業、食料品製造業および金属製品製造業の出荷額が高く、17年との比較では、プラスチック製品製造業、化学工業、機械製造業、繊維工業および鉄鋼業が大きく増加しています。特に、プラスチック製品製造業は、4倍近くの伸びを示しています。

一方、電子部品・デバイス・電子回路製造業、木材・木製品製造業および印刷・同関連業は減少しています。

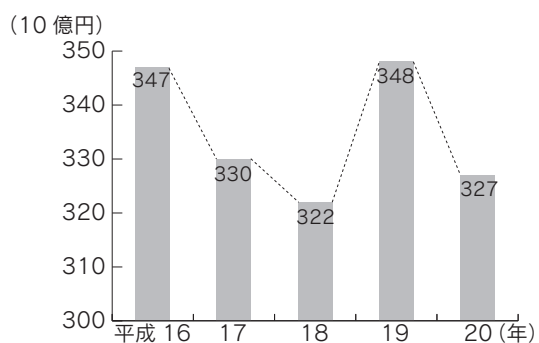
事業所数の推移



従業者数の推移



製造品出荷額の推移



産業中分類別年間製造品出荷額の推移

(百万円)

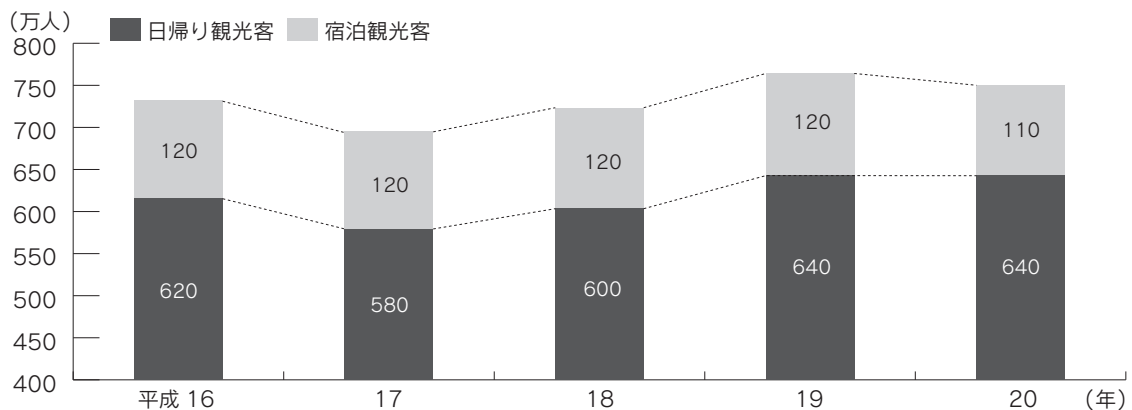
	平成17年	平成20年	増減率
食料品製造業	43,604	37,378	-14.3%
飲料・たばこ・飼料製造業	7,003	6,038	-13.8%
繊維工業	2,223	3,155	41.9%
木材・木製品製造業	33,039	25,707	-22.2%
パルプ・紙・紙加工品製造業	37,426	43,262	15.6%
印刷・同関連業	8,051	6,389	-20.7%
化学工業	21,185	40,280	90.1%
石油製品・石炭製品製造業	923	939	1.7%
プラスチック製品製造業	656	2,608	297.6%
窯業・土石製品製造業	14,067	17,099	21.6%
鉄鋼業	8,702	12,016	38.1%
非鉄金属製造業	18,462	16,246	-12.0%
金属製品製造業	23,701	31,024	30.9%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	92,631	61,938	-33.1%
機械製造業	12,547	19,634	56.5%
その他製造業	3,024	2,505	-17.2%

(5) 観光

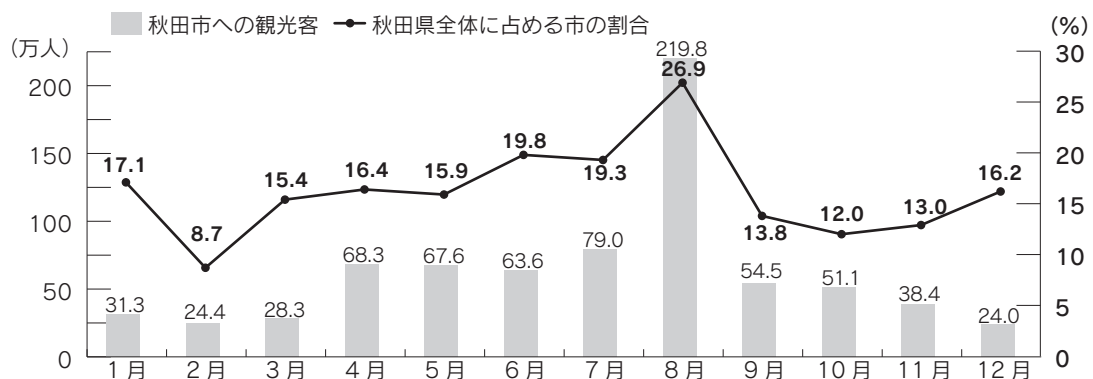
観光入込客数は、平成16年以降増減を繰り返しながら推移しており、20年には約750万人となっています。20年の秋田県の観光客数が4,300万人であることから、県全体の約17%が本市の観光客となっています。

観光客の多くは日帰りで、月別では竿燈まつりが開催される8月に年間観光客数の約3割が集中しています。

観光客数の推移



月別観光入込客数の推移(平成20年)



4 都市環境

(1) 土地利用と都市計画

秋田市は、平成17年1月の旧河辺町・旧雄和町との市町合併により、905.67km²の行政区域面積を有し、その約73%が森林など、約27%が住宅地や産業用地、農地、道路などとなっています。

また、秋田都市計画区域と河辺都市計画区域の二つの都市計画区域を有しており、その面積は市域の約46%にあたる414.37km²となっています。

秋田都市計画区域は、市街化を促進する市街化区域*と抑制する市街化調整区域*に区分され、市街化区域は、市域の約8%にあたる74.24km²となっています。また、用途地域も定められ市街化の計画的な促進がはかられています。

河辺都市計画区域は、旧河辺町と旧雄和町の一部の約104.50km²となっており、市街化区域と市街化調整区域の区分はされていませんが、部分的に用途地域を定めるなど、土地利用の誘導をはかっています。

秋田市の都市計画区域

■ 市街化区域 ■ 市街化調整区域 ■ 河辺都市計画区域



※市街化区域・市街化調整区域

都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域は、すでに市街地を形成している区域および、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域のことで、無秩序な市街化を防止するために定められた区域。

	面積(km ²)	割合	備考
秋田都市計画区域	309.87	34.2%	太平・仁別・上新城・下浜の一部を除く旧秋田市行政区域460.10km ² の67.3%を指定
市街化区域	74.24	8.2%	
市街化調整区域	235.63	26.0%	
河辺都市計画区域	104.5	11.5%	旧河辺町行政区域のうちの56.25km ² と旧雄和町行政区域のうちの48.25km ² を指定
都市計画区域外	491.3	54.3%	行政区域のうち、秋田都市計画区域、河辺都市計画区域いずれにも指定されていない区域
全体	905.67	100.0%	

(2) 市街化動向

秋田市内における人口集中地区面積は、平成17年において、約53.6km²と7年からの10年間で3.2km²増加し、市街地北西部を中心に樹林地や農地を徐々に宅地化しながら拡大しています。また、人口集中地区※の人口は17年に約263,500人となり、7年からの10年間で3,900人増加しています。人口集中地区の人口密度は、7年以降減少傾向にあり、17年には4,915.8人/km²になっています。

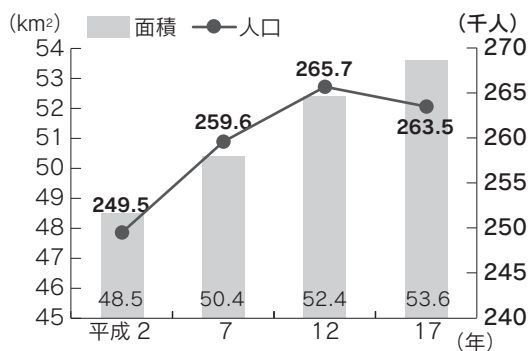
中心市街地は、空き店舗の増加や遊休地の増加により空洞化の傾向にあります。郊外地域には、自動車利用型の商業施設が形成され、秋田駅東地区では、駅周辺の開発や都市施設の整備などの波を受け、幹線道路沿線などに商業・業務施設の立地が進んでいます。



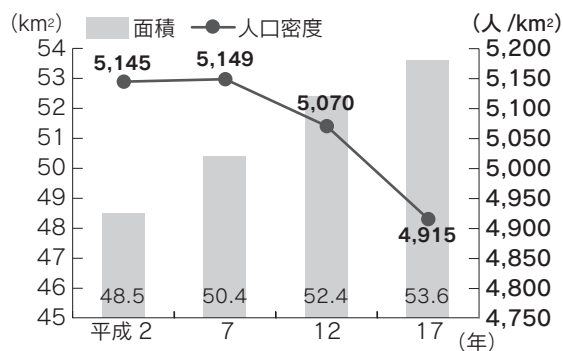
※人口集中地区

国勢調査基本単位区等を基礎単位として、原則として人口密度が1km²あたり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域でDID(Densely Inhabited District の略)という。

DIDの面積と人口の推移



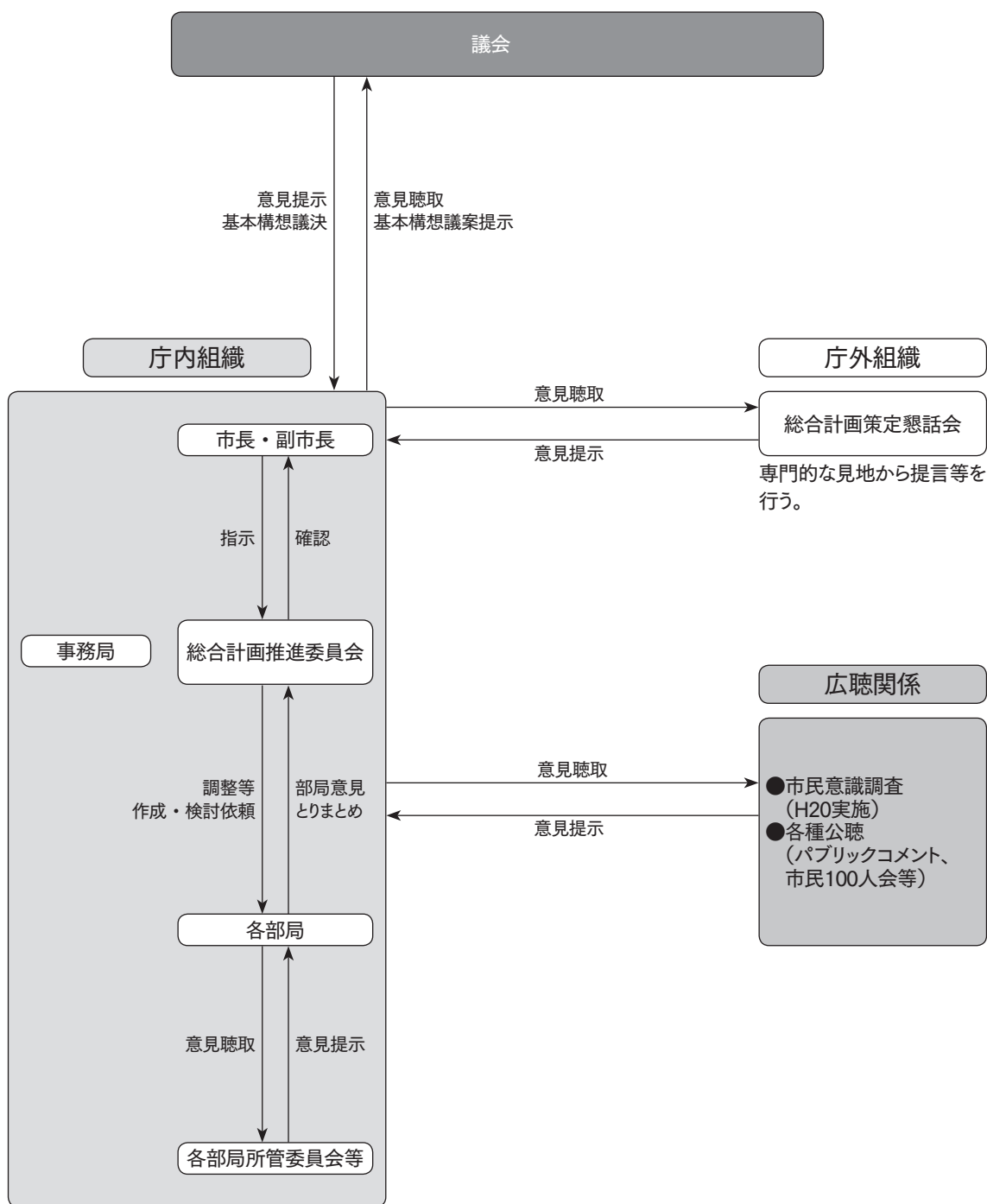
DIDの面積と人口密度の推移



○策定経過

1 策定体制

(1) 県都『あきた』成長プラン策定体制



(設置)
第1条 秋田市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定にあたり、秋田市総合計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)
第2条 懇話会は、次の事務を所掌する。
(1) 総合計画策定に関わる助言、提言を行うこと。
(2) その他総合計画の策定に必要な事項に関すること。

(委嘱)
第3条 委員は、市長が委嘱する。
2 委員の定数は15名以内とする。
3 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。

(会長等)
第4条 懇話会に会長を置き、委員の中から互選する。
2 懇話会に副会長を置き、会長が指名する。
3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
4 会長に事故ある場合においては、副会長、または、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)
第5条 懇話会の会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)
第6条 懇話会に事務局を置き、事務局員は、企画調整部企画調整課の職員をもって充てる。

(委任)
第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

※附則は省略

【秋田市総合計画策定懇話会 委員名簿】

氏名	所属・役職等	氏名	所属・役職等
小国 輝也	(株)菓子舗榮太楼 代表取締役社長	中田 真一	秋田大学大学院工学資源学研究科教授
◎木村 一裕	秋田大学工学資源学部土木環境工学科教授	野口 良孝	秋田市西部地域住民自治協議会 会長
熊谷 佑一	社会福祉法人秋田聖徳会 常務理事	前中 ひろみ	国際教養大学グローバルスタディーズ課程長
今野 仁	オレンジヘッド代表	山崎 純	特定非営利活動法人 子育て応援Seed理事長
境田 未希	(株)境田商事	山本 まゆみ	マックスバリュ東北(株) 環境・社会貢献部長
◎佐藤 裕之	羽後設備(株) 代表取締役社長	渡邉 剛	秋田ゼロックス(株)取締役相談役

(敬称略・五十音順／◎会長、○副会長)

(設置)

第1条 市行政の効率的な運営を図るため、秋田市行政審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務について審議し、市長に意見を具申する。

- (1) 総合計画の策定および変更に関すること。
- (2) 重要又は新たな政策に関すること。
- (3) 行政上の機構および組織ならびにこれらの運営に関すること。
- (4) その他市長が特に命じた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

委員長 石井副市長

副委員長 中川副市長

委員 教育長、総務部長、企画調整部長、財政部長、市民生活部長、地域振興部長、福祉保健部長、保健所長、環境部長、商工部長、農林部長、建設部長、都市整備部長、市勢活性化推進本部長、会計管理者、秋田公立美術工芸短期大学事務局長、市立秋田総合病院事務局長、上下水道事業管理者および消防長

3 委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事を置き、幹事は、企画調整部次長、企画調整課長および企画調整課長補佐の職にあるものをもって充てる。

2 幹事は、委員長の命を受けて委員会の事務に従事する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、委員長が定める。

※附則は省略

(設置)

第1条 第11次秋田市総合計画(以下「総合計画」という。)に定める将来都市像の実現に向け、施策、事業等の効果的かつ着実な推進を図るため、秋田市総合計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の進捗管理に関すること。
- (2) 期間計画の変更および見直しに関すること。
- (3) 特定事項の検討および調整に関すること。
- (4) 次期総合計画の策定に向けた検討に関すること。
- (5) その他総合計画の推進に関し必要な事項の調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

委員長 石井副市長

副委員長 中川副市長

委員 教育長、総務部長、企画調整部長、財政部長、市民生活部長、地域振興部長、福祉保健部長、保健所長、環境部長、商工部長、農林部長、建設部長、都市整備部長、市勢活性化推進本部長、会計管理者、秋田公立美術工芸短期大学事務局長、市立秋田総合病院事務局長、上下水道事業管理者および消防長

3 委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 委員会の発意又は特定事項に関する部局の要請により、委員会に総合計画推進部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、部会長、部会長代理および部会員をもって組織する。
- 3 部会の構成は、別表のとおりとする。
- 4 部会長および部会長代理は、委員長が指名する。
- 5 部会員は、部会長が指名する。
- 6 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 7 部会長代理は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 部会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 市長の指示による重要施策の検討および調整に関すること。
 - (2) その他特定事項の検討および調整に関すること。

9 部会長は、部会の審議の経過および結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画調整部企画調整課において処理する。

2 部会の庶務は、部会長が指定する課所室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

※附則は省略

別表

部会名称	部会長	部会長代理	部会員
家族・地域の絆づくり 推進部会	企画調整部 次長	教育委員会 教育次長	地域振興部次長 福祉保健部次長 保健所次長 環境部次長 商工部次長
地方分権改革推進部会	企画調整部 次長	財政部次長	総務部次長 市民生活部次長 地域振興部次長 福祉保健部次長 保健所次長 環境部次長 商工部次長 農林部次長 建設部次長 都市整備部次長 秋田公立美術工芸短期大学事務局次長 市立病院事務局次長 会計課長 教育委員会教育次長 消防本部消防次長 上下水道局次長

2 策定経過

		策定懇話会	市議会	市民広聴	庁内委員会
平成 22 年	5月				
					5/19 総合計画推進委員会 (基本的な考え方等の決定)
	6月	6/ 2 総合計画策定懇話会 (基本的な考え方等の説明)			
			6/21 市議会総務委員会 (次期秋田市総合計画について)		
	8月				8/ 9 総合計画推進委員会 (基本構想原案の検討)
		8/19 総合計画策定懇話会 (基本構想原案の提示)			
	9月		9/27 市議会総務委員会 (基本構想原案について)	基本構想原案への意見募集 (パブリックコメント、市民100人会)	
			※会派からの意見募集 (10/20まで)		
		11月	11/ 2 総合計画策定懇話会 (基本構想案・推進計画原案の提示)	11/ 9 閉会中市議会総務委員会 (基本構想案について)	
			11/24 市議会全員協議会 (基本構想案について)		11/15 行政審議委員会 (基本構想案の審議)
12月		12/16 市議会総務委員会 (基本構想案の審議) (推進計画原案について) ※会派意見募集(1/11まで)			
		12/22 市議会本会議 (基本構想の議決)			
			推進計画原案への意見募集 (パブリックコメント、市民100人会)		
平成 23 年	1月				
	2月	2/16 総合計画策定懇話会 (推進計画案の提示)			2/9 総合計画推進委員会 (推進計画案の調整)
	3月		3/10 市議会総務委員会 (推進計画案について)		

3 市民広聴の結果

(1) 基本構想原案に対する市民からの意見

- 募集期間 平成22年8月25日～9月13日
- 提出者数 52人
- 意見の概要

問1 見やすさ・わかりやすさについて

	人数(人)	割合(%)
A とてもわかりやすい	6	11.5
B わかりやすい	30	57.7
C わかりにくい	5	9.6
D 非常にわかりにくい	0	0
E どちらともいえない	9	17.3
F 無回答	2	3.9
合計	52	100

問2 成長戦略について

	人数(人)	割合(%)
A とてもよいと思う	10	19.2
B よいと思う	24	46.2
C あまりよくないと思う	5	9.6
D 非常によくないと思う	0	0
E わからない	10	19.2
F 無回答	3	5.8
合計	52	100

(2) 推進計画原案に対する市民からの意見

- 募集期間 平成22年12月22日～平成23年1月11日
- 提出者数 38人
- 意見の概要

問1 わかりやすさについて

	人数(人)	割合(%)
A とてもわかりやすい	6	15.8
B わかりやすい	17	44.7
C わかりにくい	7	18.4
D 非常にわかりにくい	0	0
E どちらともいえない	8	21.1
F 無回答	0	0
合計	38	100

問2 内容について

	人数(人)	割合(%)
A 適切な内容である	18	47.4
B ある程度は盛り込まれている	14	36.8
C あまり盛り込まれていない	0	0
D 適切に盛り込まれていない	1	2.6
E どちらともいえない	3	7.9
F 無回答	2	5.3
合計	38	100

○部門別の個別計画

本総合計画は、基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」の実現のために、5つの将来都市像を掲げています。5つの将来都市像に位置づけられるそれぞれのまちづくりは、様々な取組や事業によって進められるものです。

本総合計画では、これらの取組や事業を目的別に体系化し、推進することとしており、また、商工業や農業、観光、福祉、教育などの各部門においても、個別の計画を策定し、より具体的な施策推進のための方策を定めています。

この部門ごとの個別の計画については、総合計画と一体となって進められていくものであり、また総合計画の推進のための支えとなるものです。それらの計画の一部について、将来都市像ごとにまとめ、記載しました。

総合計画の推進にかかわる計画

計画名	計画期間
県都『あきた』改革プラン(第5次秋田市行政改革大綱)	平成23年度～26年度
第三次秋田市定員適正化計画	平成17年度～26年度
秋田市職員研修基本計画	平成23年度～27年度

すべての将来都市像にかかわる計画

計画名	計画期間
緑あふれる新県都プラン	平成17年度～27年度
秋田市過疎地域自立促進計画	平成23年度～27年度

「豊かで活力に満ちたまち」にかかわる計画

計画名	計画期間
秋田市商業振興ビジョン	平成19年度～27年度
秋田市貿易振興ビジョン2004	平成16年度～25年度
秋田市農林水産業・農村振興基本計画	平成23年度～27年度
農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	平成18年度～27年度
秋田農業振興地域整備計画書	平成18年度～27年度
秋田市観光振興計画	平成18年度～27年度
秋田市大森山動物園再整備計画	平成19年度～27年度
秋田市グリーン・ツーリズム推進計画	平成18年度～27年度
秋田市中心市街地活性化基本計画	平成20年度～24年度

「緑あふれる環境を備えた快適なまち」にかかわる計画

計画名	計画期間
秋田市環境基本計画	平成19年度～27年度
エコあきた行動計画	平成20年度～24年度
秋田市一般廃棄物処理基本計画	平成19年度～27年度
第6期秋田市分別収集計画	平成23年度～27年度
秋田市地球温暖化対策実行計画	平成23年度～
第6次秋田市総合都市計画	平成23年度～42年度
第3次秋田市国土利用計画	平成23年度～32年度
秋田市緑の基本計画	平成20年度～29年度
秋田市住生活基本計画	平成23年度～32年度
秋田市耐震改修促進計画	平成19年度～27年度
秋田市水道事業基本計画	平成19年度～28年度
秋田市下水道事業基本計画	平成21年度～30年度
秋田水環境創造計画	平成19年度～23年度
秋田市バリアフリー基本構想	平成23年度～32年度

「健康で安全安心に暮らせるまち」にかかわる計画

計画名	計画期間
秋田市地域防災計画	平成20年度～
秋田市水防計画	平成23年度(年度ごとに策定)
秋田市国民保護計画	平成18年度～
秋田市危機管理計画	平成22年度～
第9次秋田市交通安全計画	平成23年度～27年度
平成23年度秋田市食品衛生監視指導計画	平成23年度(年度ごとに策定)
健康あきた市21	平成15年度～24年度
市立秋田総合病院中期経営計画	平成21年度～23年度
秋田市消防本部の将来構想	平成18年度～27年度

「家族と地域が支えあう元気なまち」にかかわる計画

計画名	計画期間
家族・地域の絆づくり行動計画	平成21年度～27年度
秋田市男女共生社会への市民行動計画(第3次改訂)	平成19年度～24年度
第2次秋田市地域福祉計画	平成21年度～25年度
秋田市次世代育成支援行動計画	平成22年度～26年度
第3次秋田市障害者プラン(障害福祉計画)	平成19年度～24年度 (19年度～23年度)
第6次秋田市高齢者プラン	平成21年度～23年度

「人と文化をはぐくむ誇れるまち」にかかわる計画

計画名	計画期間
第2次秋田市スポーツ振興マスタープラン	平成23年度～27年度
秋田市国際交流マスタープラン	平成23年度～27年度
第4次秋田市社会教育中期計画	平成23年度～27年度
秋田市教育ビジョン	平成20年度～24年度

○これまでの総合計画

市政推進の基本となる総合計画については、昭和36年の第1次計画(「秋田市の現状と将来の展望」)策定以来、おおむね5年ごとに第11次までの見直しを行い、時代の変化にあわせて本市がめざすべき方向を定めてきました。

区分	策定年	構想目標年次(期間)	基本計画年次(前期／後期)
第1次	昭和36年	昭和41年(5年)	昭36年～昭40年／昭41年～昭45年
第2次	昭和41年	昭和50年(10年)	昭41年～昭45年／昭46年～昭50年
第3次	昭和46年	昭和60年(15年)	昭46年～昭50年／昭51年～昭55年
第4次	昭和51年	昭和60年(10年)	昭51年～昭55年／昭56年～昭60年
第5次	昭和57年	平成2年(8年)	昭56年～昭60年／昭61年～平2年
第6次	昭和61年	平成12年(15年)	昭61年～平2年／平3年～平7年
第7次	平成3年	平成12年(10年)	平3年～平7年／平8年～平12年
第8次	平成8年	平成17年(10年)	平8年～平12年／平13年～平17年
第9次	平成13年	平成22年(10年)	平13年～平17年／平18年～平22年
第10次	平成15年	平成22年(8年)	平15年～平17年／平18年～平22年
第11次	平成19年	平成27年(9年)	平19年～平21年／平22年～平24年／平25年～平27年

※目標年次・計画年次は策定時のものです。

第12次秋田市総合計画

県都『あきた』成長プラン 基本構想

平成23年3月発行

編集・発行◎秋田市

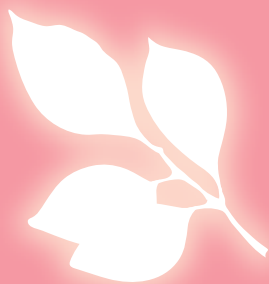
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
TEL018(866)2032

制作・デザイン◎(株)カッパンプラン

〒011-0901 秋田市寺内字三千刈110番地1
TEL018(865)5634

印刷・製本◎秋田活版印刷(株)

〒011-0901 秋田市寺内字三千刈110番地1
TEL018(888)3500



県都『あきた』成長プラン

第12次秋田市総合計画

基本構想

ともにつくり ともに生きる
人・まち・くらし